

福島県中学校体育大会 開催基準

【令和 7 年度版】



○ 福島県中学校体育大会の運営について - - - - -	1
○ 福島県中学校体育大会開催基準 - - - - -	2
○ 福島県中学校体育大会役員編成基準・競技別役員編成基準 - - - - -	10
○ 福島県中学校体育大会事務局規程 - - - - -	11
○ 福島県中学校体育大会予算書・決算書 - - - - -	12
○ 福島県中学校体育大会開催基準付則 - - - - -	13
○ 福島県中学校体育大会業務日程基準 - - - - -	14
○ 福島県中学校体育大会業務分掌内容 - - - - -	15
○ 令和 7 年度以降県大会開催の基本方針 - - - - -	16
○ 福島県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定・細則 - - - - -	17
○ 福島県中学校体育大会における部活動指導員確認証の提出について -	19
○ 福島県中学校体育大会におけるコーチ確認証の提出について - - - -	21
○ 福島県中学校体育大会における外部指導者等の引率について - - - -	23
○ 福島県中学校体育連盟熱中症予防対策ガイドライン - - - - -	25
○ 福島県中学校体育連盟個人情報保護方針 - - - - -	27
○ 全国・東北大会における代理引率・監督について - - - - -	28
○ 福島県中学校体育大会選手撮影許可要項・出店許可要項 - - - - -	35
○ 福島県中学校体育大会緊急災害時対応要項・マニュアル - - - - -	40
○ 令和 6 年度福島県スポーツ団体等標準宿泊料金要項 - - - - -	42
○ 福島県中学校体育大会等の共催並びに役員派遣対象行事の承認申請等に関する手続きについて	58
○ 中体連大会参加におけるマナーの向上について（お願い） - - - - -	59

福島県中学校体育連盟

令和7年度 福島県中学校体育連盟事務局

会 長	青柳 茂宏 福島市立信陵中学校 TEL 024-557-6018 FAX 024-558-6568		
理事長兼事務局担当 事務局 所在地	八巻 裕介（福島市立福島第三中学校） 福島市立福島第三中学校内 〒960-8214 福島市古川44-2 TEL 024-531-2590 FAX 024-536-7495	地区数 支部数 加盟校数 生徒数	6 17 215 42,501
事務局 長	佐藤 智貴（本宮市立本宮第二中学校） TEL 0243-33-3235 FAX 0243-33-3231		

福島県中学校体育連盟地区中体連事務局

地 区	氏 名	所 属 校	郵便 番号	所 在 地	電話番号 FAX 番号	加盟 校数	生徒数
県 北	佐藤 雄一	県北中	969-1731	国見町大字森山字西 上野20	024 585-2372 585-4074	43	10,305
県 中	平野 誠一	郡山一中	963-8862	郡山市菜根二丁目 1-31	024 932-5313 932-5312	50	11,768
県 南	吉田 絢也	白河二中	961-0985	白河市和尚壇2-1	0248 23-3248 23-3150	23	4,456
会 津	坂内 俊介	一箕中	965-0003	会津若松市一箕町 大字八幡字堰下70	0242 22-2113 32-6403	41	5,834
いわき	四家 賢一	内郷二中	973-8407	いわき市内郷宮町金 坂114	0246 26-3521 26-4006	37	7,589
相 双	関 康德	向陽中	976-0037	相馬市中野字桜町76	0244- 35-2348 35-2849	21	2,549
県 教育庁	武藤 利教	健康教育課	960-8688	福島市杉妻町2-16 (西庁舎3階)	024 521-8409 521-7167		

福島県中学校体育大会の運営について

福島県中学校体育連盟

1 福島県中学校体育大会の基本的性格

- (1) 福島県中学校体育大会は、福島県の中学校生徒を基盤にした学校教育活動である。
- (2) 福島県中学校体育大会は、中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体と体力づくりをめざした体育大会である。
- (3) 福島県中学校体育大会は、福島県の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う大会である。
- (4) 福島県中学校体育大会は、学校における保健体育科の授業を出発点とし、部活動、校内競技大会を基盤におき、支部大会または地区大会を経て、選抜された学校代表並びに複数校合同チームが参加する体育大会である。ただし、日本中学校体育大会の参加資格緩和に伴い、本連盟に登録を認められた地域クラブ活動の参加を認めることとする。

なお、福島県教育委員会が取り組んでいる双葉地区未来創造型リーダー育成構想に伴う県立ふたば未来学園中学校バドミントン部については、教育的配慮により県大会からの出場を認めるものとする。ただし、双葉地区未来創造型リーダー育成構想が継続する期間のみとする。

- (5) 福島県中学校体育大会は、開催年度の東北中学校体育大会及び全国中学校体育大会の予選もかねるものである。

2 福島県中学校体育大会の運営

- (1) 福島県中学校体育大会開催基準に基づき運営を行う。
- (2) 運営にあたっては、福島県教育委員会、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。
- (3) 大会運営は、福島県中学校体育連盟、福島県教育委員会、福島県を主管する競技団体、開催地区中学校体育連盟、開催地市町村教育委員会、開催地競技団体の六者によって行われる。
- (4) 熱中症や感染症への対策を万全に期す。

福島県中学校体育大会開催基準

福島県中学校体育連盟

1 目 的

福島県中学校体育大会は、中学校教育の一環として、中学生がスポーツに親しみアマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、健康の増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、生活を明るく、より豊かにしようとするものである。

2 主 催

福島県中学校体育大会（以下「大会」という）の主催は、福島県中学校体育連盟（以下「県中体連」という）、福島県教育委員会、開催地の市町村教育委員会、福島県中学校長会、（公財）福島県スポーツ協会および福島県を主管とする競技団体とする。

3 後 援

大会の後援は、開催地市町村とする。開催地、競技団体等の事情によるが、教育的配慮によって開催地体育（スポーツ）協会等の後援も依頼することができる。

4 主 管

主管は、開催地区中学校体育連盟とする。

5 開催競技

開催競技は、陸上競技、水泳競技、体操競技、新体操、軟式野球、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、サッカー、ハンドボール、相撲、剣道、柔道、スキー、スケートおよび駅伝競走の19競技とする。

6 開催期日

大会は、7月1日から30日の間に開催する。但し、駅伝競走大会は、10月1日から30日、スケート大会は12月1日から30日、スキー大会は、1月10日から30日の間に実施する。

7 大会の開催期間

- (1) すべての大会期間は3日以内（2泊3日）とし、大会1日目には、公式練習、監督会、開会行事等にあてる。ただし、運営上やむを得ない場合や熱中症予防対策として、一部競技を行うことができる。
- (2) 天候等の事情でやむを得なく延期する場合は、2日間を原則とし、以後は、県中体連事務局と大会事務局の決定による。

8 参加資格

- (1) 参加者は、県中体連に加盟の学校に在学し、当該競技要項により参加資格を得たものとする。
- (2) 熱中症、感染症予防対策を十分に行い参加することとする。
- (3) 同一年度内の参加は、全競技を通じて1人1競技とする。ただし、スキー、スケートおよび駅伝競走については、他の競技と兼ねることができる。
- (4) 参加生徒の引率・監督は、当該出場校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要綱のもと、以下の条件を満たしていなければならない。
 - ① 満20歳以上であること。
 - ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ③ 次のいずれかに当てはまる者であること。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 自治体（含む教育委員会）、体育（スポーツ）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。
- (5) 外部コーチのベンチ入りについては、専門部が競技要項の中に外部コーチ導入を位置づけた競技にて、校長が認めた者とする。ただし、当該校以外の中学校教職員・校長・部活動指導員の外部コーチとしてのベンチ入りは認めない。
- (6) 本大会に出場するチーム・選手の引率、監督、部活動指導員、外部コーチ等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部コーチ等は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。
- (7) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。また、学年指定種目については該当年齢とする。
- (8) チーム編成については1校単位で組織するものとする。ただし、団体種目においては、別に定める「福島県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定」に基づき複数校合同チームでの参加特例を認める。
- (9) 参加資格の特例
 - ◎ 学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
 - ① 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各支部・地区中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ② 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ア 県大会の参加を認める条件
 - (ア) 県中体連の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学生と一致している単独の学校で構成されていること。
 - (ウ) 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教師の指導のもとに、適切に行われていること。

- イ 県大会に参加した場合に守るべき条件
 - (7) 県大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (1) 県大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- (10) 参加資格の特例（地域クラブ活動に所属する生徒）
 - ① 福島県中学校体育連盟に登録し、参加を認められた地域クラブ活動に所属している生徒であること。
 - ② 各競技細則を遵守すること。
 - ③ 参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ア 大会の参加を認める条件
 - (7) 県中体連の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (1) 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学生と一致していること。
 - (ウ) 地域クラブ活動においては、日常継続的に20歳以上の代表者もしくは指導者資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (エ) 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - (オ) 地域クラブ活動で県中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - イ 県大会に参加した場合に守るべき条件
 - (7) 県大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (1) 地域クラブ活動の大会参加に際しては、責任ある 代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 予選会を含むすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (エ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
 - (オ) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする。
 - ④ 地域クラブ活動における監督は、公認指導者資格を有する指導者とする。
 - ※ 上記特例には、今後も検討を続けていく。
 - ※ 上記特例については、競技ごとに細則を加えることができる。

9 福島県中学校体育大会引率特例細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断し、設置者が認めた場合に適用するものである。安易に引率者として外部指導者の引率を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校の校長が適切であると認めた20歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。

- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として各地区中学校体育連盟会長または専門部会長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (2) 引率者としての外部指導者の引率については、県大会の全競技に適用する。
- (3) 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。
- (4) 生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。
- (5) 引率上の留意点及び大会会場においての留意点
- ① 引率上の留意点等
 - ア 引率時は、原則公共交通機関を利用する。
 - イ 外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。
 - ウ その他、引率に必要な事項を指導する。
 - ② 大会会場においての留意点等

引率者は次のことに留意する。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命ずる。チーム・選手は失格となることもある。

 - ア 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
 - イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- ※この細則については、令和6年4月1日より施行する。

10 大会開催・開催地

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、各地区での分散開催方式とし、県大会競技ローテーションにより開催前年度の9月までに会場を決定する。ただし、県大会競技ローテーションにより開催が難しい場合は、開催年度前年の4月までに主管団体合議のもとにローテーションの大幅な変更をすることを避け、代替地を決定する。
- (3) 開催地は、開催前年度の5月までに評議員会で決定する。

11 大会要項

- (1) 大会要項の基本の決定

大会要項の基本は、主催団体の意見を参考にし、理事会で原案を作成し、評議員会で決定する。

- (2) 大会要項には、次の事項を盛り込むものとする。

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 大会の名称 | 12 参加記念章 |
| 2 開催の趣旨 | 13 プログラム |
| 3 開催の基本 | 14 表彰 |
| 4 主催 | 15 宿泊（宿泊・弁当申込書も含む） |
| 5 後援 | 16 大会の開催期間 |
| 6 主管 | 17 東北大会及び全国大会について |
| 7 実施期日・会場 | 18 救急病院紹介 |
| 8 競技方法 | 19 身分証明書 |
| 9 参加資格 | 20 各競技要項（競技別選手参加申込書・競技別各種申込書を含む） |
| 10 参加申し込み及び組み合わせ抽選 | |
| 11 参加料 | |

(3) 競技別大会要項作成の手順及び決定

競技別大会要項は、専門部で作成する。

9月（専門部委員会）

○大会運営の反省と次年度への課題要望

○次年度の大会要項原案審議

11月（役員会・評議員会）

○9月の専門部委員会で審議された内容協議

○各会議後、専門部会長・専門部委員長へ報告

4月（評議員会）

○今年度開催実施要項（案）協議

5月（専門部委員会）

○開催実施要項決定

(4) 各種目競技要項には、少なくとも次の項目は盛り込むものとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 大会の名称 | 11 競技方法 |
| 2 主催 | 12 使用球・用具等 |
| 3 後援 | 13 表彰 |
| 4 主管 | 14 参加料（参加章代・プログラム代） |
| 5 期日 | 15 参加申し込み |
| 6 会場 | 16 監督会議 |
| 7 参加資格 | 17 宿泊（宿泊・弁当申込書も含む） |
| 8 引率監督 | 18 その他 |
| 9 参加人員 | 19 連絡先 |
| 10 競技規則 | 20 選手参加申込書・種目別各種申込書 |

(5) 大会実施要項の作成と配布

大会実施要項の基本により、県中体連で作成し、主催団体、中体連加盟校、各市町村教育委員会、各競技団体に必要部数を配布する。ただし、各種目競技要項（競技別参加申込書・競技別各種申込書）については県中体連ホームページへの掲載にて対応する。

(6) 細目は各地区大会事務局並びに各専門部で作成し、関係機関に送付する。

1.2 大会役員

大会役員は、概ね別記のようにする。（P10参照）

1.3 大会事務局の設置

- (1) 大会運営を円滑にするため、専門部会長を中心とした各競技事務局を組織し、設置する。
- (2) 地区中体連事務局内に大会事務局を設置し、地区内開催の各競技事務局を統括する。
- (3) 県中体連事務局は、大会事務局を統括する。
- (4) 大会事務局・各競技事務局は、主催団体と協議の上、次の事項を行う。
 - ① 運営費の予算編成と執行・決算（別紙形式の予算書・決算書の作成）

- ② プログラムの編成と配布（サイズはA4判）
 - ③ 競技会場の設定
 - ④ 式典方法の決定
 - ⑤ 宿泊地組合及び取扱業者の決定
 - ⑥ 報告書（成績表を含む）の作成
 - ⑦ その他、主催者が必要とする事項
- (5) 部会長の印・通帳は、県事務局より開催地区中体連事務局へ渡し、印・通帳管理者へ届ける。

1.4 共催・後援申請並びに会場借用申請

- (1) 県及び開催市町村教育委員会、県競技団体への共催申請は県中体連事務局が行う。
- (2) 開催市町村への後援申請は県中体連事務局が行う。
- (3) 会場借用申請は専門部が行う。（前年度の仮予約は開催地区中体連事務局が行う。）
- (4) 県競技団体及び開催地競技団体との事前の連絡調整は専門部が行う。

1.5 大会の経費

- (1) 大会の準備ならびに運営のための経費は、県補助金、開催市町村の補助金・負担金、県中体連負担金および雑収入でまかなう。
 - ① 県補助金の申請は、県中体連事務局が行う。
 - ② 開催市町村教育委員会への負担金（補助金）申請は、開催地区中体連事務局が行う。（前年度の仮申請も開催地区中体連事務局が行う。）
- (2) 運営費等の納入方法
 - ① 参加料等については、県中体連事務局へ各専門部より振り込む。
 - ② 専門部の運営費は、県中体連事務局より、各専門部へ振り込む。
 - ③ 運営費は部会長の責任において執行する。

参加料・参加記念章代の入金方法

各学校（チーム） → 競技事務局 → 県中体連指定口座へ
 ※ 各専門部通帳へ振り込みする
 ※ 入金と同時に内訳をメールで県事務局へ

1.6 表彰

- (1) 入賞者、入賞校には県中体連会長名入りの賞状を授与する。
- (2) 優勝校には、優勝旗（杯・トロフィー）を授与する。優勝旗（杯）等は持ち回り制により1年間保有とし、返還時にレプリカを授与する。
- (3) 各競技とも個人・団体3位までの入賞者に賞状・メダルを授与する。（ただし、体操競技・新体操〈種目別〉を除く。）
 - ① マネージャー・記録員等が要項に定められたチーム構成人員で、かつ生徒である場合は授与する。
 - ② 陸上競技・水泳競技・スキースキーのリレーは、決勝に出場したものとする。
 - ③ 陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操（個人総合）、スケート、スキースキーの個人は第8位まで賞状を授与する。

- ④ 体操競技・新体操（種目別）は、第3位まで賞状を授与する。
- ⑤ 駅伝競走は区間第1位に賞状・メダルを授与する。

17 参加申込

- (1) 大会要項の規程により、参加資格を有する者又はチームは、所定の参加申込書に校長（代表者）の承認を得て、各地区専門部委員長へ申し込む。
- (2) 参加申込を受けた各地区専門部委員長は、地区内のとりまとめを行い、確認した上で各競技事務局へ提出する。
- (3) 県中体連では参加申込書に記載する学校名・氏名・学年等の情報を本大会プログラムへ掲載し公表するとともに、大会結果一覧表の作成に利用する。また、成績については報道発表並びにホームページに掲載する。そこで、一次予選会（支部大会）の申込時に各校で上記の内容について口頭で確認し、同意が得られない場合や、事情がある場合は各支部中体連事務局を通して地区及び県中体連事務局に報告する。特に申し出がない場合は上記内容を承諾したものとする。

18 参加料

- (1) 大会に参加するチームは、参加料を申込締切日までに競技要項記載の口座へ学校ごとに振り込む。なお、その際の振込手数料は各学校の負担とする。確認後、各競技事務局は県中体連事務局指定の口座へ振り込む。
※ 学校（チーム）名がわかるように注意すること。（別紙：表記例を参照すること）
- (2) 参加料は、評議員会で決定する。
- (3) 参加料は、全競技種目選手1名につき納入する。記録員・マネージャーが生徒の場合は参加料を納入する。ただし、ソフトテニスの個人の控え選手は含まない。

19 参加記念章

- (1) 参加記念章は、有料により配布する。
- (2) 参加記念章の意匠は、県中体連事務局で決定し、作成する。

20 プログラム

大会プログラムは、競技別プログラムのみとし、有料で配布する。

21 委嘱状

- (1) 公立学校教職員の大会役員・競技役員の派遣依頼は「福島県中学校体育大会等の共催並びに役員派遣対象行事の承認申請等に関する手続きについて」に基づいて作成、送付する。
- (2) その他の役員の委嘱は、県中体連会長名とする。（私立小・中学校、私立高等学校、大学教職員を含む）基本的に宿泊はしないで大会に参加することを原則とする。ただし、宿泊をしないと参加が困難な学校はその限りではないものとする。
- (3) 大会事務局員の委嘱は、県中体連会長名とする。
- (4) 役員委嘱関係文書は、県中体連事務局・専門部が作成する。
- (5) 作成した文書は、大会事務局の確認を得た後、関係機関へ発送する。

2 2 宿泊

- (1) 宿泊を希望する学校・地域クラブ活動は、各チームで宿舍を確保し申し込むか、大会事務局指定の業者に宿泊申込書をFAX送信して、申し込むこと。また、宿泊申込書の原本は参加申込書と一緒に当該競技の地区専門部委員長へ提出すること。

※ チーム独自で確保した場合には、大会事務局に報告すること。

- (2) 大会役員の配宿は、大会事務局で行い、競技役員の配宿は、各競技事務局で行う。

- (3) 大会事務局指定の業者へ申し込む場合の宿泊料金は、令和7年度福島県スポーツ団体標準宿泊料金による。

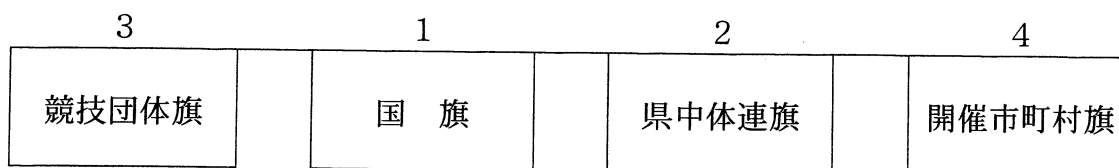
※ チーム独自で確保した場合の料金は、事務局指定業者の料金と異なる。

2 3 報道ならびに成績報告

- (1) 大会期間中の競技成績は、大会開催会場に掲示するものとする。
- (2) 専門部は、競技終了後、直ちに県中体連事務局及び報道関係へ成績を報告する。
- (3) 大会成績一覧の作成は、県中体連事務局が行う。

2 4 開閉会式

- (1) 開始式・閉会式は、熱中症予防対策等を講じ、簡略化して実施する。
- (2) 旗の掲揚順



2 5 組合せ抽選会

- (1) 組合せ抽選会の日時は、県中体連事務局が定める。会場については、大会事務局で地区開催種目を一括して指定する。
- (2) 組合せ抽選会に必要な専門部員の招集は、専門部会長が行う。
- (3) シード制の採用は、専門部会が明確な基準を作成し、専門部会長の承認を得て決定する。
- (4) 組合せ抽選は、専門部の責任抽選とするが、大会事務局の確認を得る。

2 6 その他

- (1) 部会長の印・通帳については、地区事務局を通じて県事務局より配布する。回収については、県大会競技別決算書とともに、開催地区中体連事務局へ提出する。
- (2) 出場チーム（選手）数については、団体16、個人32を原則とするが、評議員会の承認を得て、2泊3日間の開催期間において実施可能なチーム（選手）数を専門部ごとに定めることもできる。ただし、予算、会場数、役員数（補助役員を含む）が現行を上回らない数とする。
- (3) 東北・全国大会に出場資格を得た選手・チームへの大会要項・参加申込み書等の配布は、県専門部委員長が行う。
- (4) 東北・全国大会に出場資格を得た選手・チームは、大会要項に従って開催都道府県実行委員会に申し込みを行う。
- (5) 引率を伴わない競技役員について、大会事務局で傷害保険に加入することとする。

- (6) 福島県中学校体育大会引率特例細則を用いた外部指導者が、単独で東北大会の引率を行う場合は、県中体連事務局が開催県実行委員会へ連絡を行う。

福島県中学校体育大会 大会役員編成基準

役 職 名	県中体連	支部中体連	県	県教委	県スポ協	開催市町村	その他
大会役員	名誉会長				会 長		
	名誉副会長					市町村長	中学校長会長
	会長	会 長					
	副会長	副 会 長		教育庁健康 教育課長			
	名誉顧問			教 育 長			
	顧問	顧 問	知 事 議会議長		競技団体会長	教 育 長	
	参与	支 部 長 (評議員)	議会商工 文教委員長 議会商工 文教委員	開催地教育 事務所長		保健体育課長 (担当課長)	開催地区中 学校長会長 会 場 校 高等学校長 会 場 校 中学校長
大会委員	委員長	理 事 長					
	副委員長	理 事 事務局長		教育庁健康 教育課 指導主事			
	委員	専門部会長 専門部委員長	理 事 長	開催地教育 事務所担当 指導主事		教育委員会 担当指導主事	

福島県中学校体育大会 競技別役員編成基準

役 職 名	中体連専門部	当該競技団体	そ の 他
大会役員	名誉会長	県会長	
	名誉副会長	開催地区会長	
	部 会 長	専門部会長	
	顧 問	顧 問	開催地議会議長(開催地区の実情に応じて)
	参 与	参 与	
大会委員	委 員 長	専門部委員長	
	副 委 員 長	開催地区専門部委員長	理事長・開催地区理事長
	委 員		

※競技種目の特性により含みを持つ。

福島県中学校体育大会事務局規程

- 第1条 本事務局は、福島県中学校体育大会事務局と称する。
- 第2条 本事務局の事務所は、それぞれの大会開催地区に設置する。
- 第3条 本事務局は、福島県中学校体育大会開催基準に基づき、毎年開催される福島県中学校体育大会（以下「大会」という。）の実施に関し必要な準備を行い、かつ大会の総括的運営にあたることを目的とする。
- 第4条 本事務局は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 大会運営に必要な総括的企画に関すること
 - (2) 福島県中学校体育連盟、福島県教育委員会、福島県中学校長会、開催地中学校長会、開催地の市町村教育委員会、（公財）福島県スポーツ協会およびその他関係機関・団体との連絡に関すること。
 - (3) 競技運営の準備・調整に関すること。
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 第5条 本事務局には次の職員をおき、県中体連会長が委嘱する。
- 事務局長 1名 事務局次長 2名 事務局員 若干名
- 第6条 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐する。事務局長事故ある時は、その職務を代理し、事務局長が欠けた時は、その職務を行う。
 - 3 事務局員は、事務局長の指示を受け事務に従事する。
- 第7条 事務局の事務処理及び会計については、福島県中学校体育連盟規約及び福島県財務規則を準用する。
- 第8条 本事務局の経費は、福島県中学校体育連盟負担金をもってあてる。
- 第9条 県中体連事務局は、本事務局の統括を行う。
- 第10条 本事務局は、その目的が達成された日に解散するものとする。
- 第11条 この規程は、平成12年11月22日から施行する。

福島県中学校体育大会事務局員編成基準

事務局長	開催地区中体連会長
事務局次長	開催地区中体連副会長・開催地区中体連理事長
事務局員	開催地区中体連事務局員

令和 年度 第 回福島県中学校体育大会
専門部予算書

1 収入
2 支出
3 差引

円
円
0円

収入内訳

項	目	金	額	付	記
競技団体負担金					
県中体連負担金					福島県中学校体育連盟
雑収入	プログラム売上		@ 円×	冊	
	参加章売上		@ 300円×	個	
	ランキング表売上		@ 円×	冊	
その他の					
合計					

令和 年度 第 回福島県中学校体育大会
専門部決算書

1 収入
2 支出
3 差引

円
円
0円

収入内訳

項	目	予算額	決算額	比較増減	付	記
競技団体負担金						
県中体連負担金						福島県中学校体育連盟
雑収入	プログラム売上			@	円×	冊
	参加章売上			@	300円×	個
	ランキング表売上			@	円×	冊
その他の						
合計						

支出内訳

項	目	金	額	付	記
諸謝金	費				交通指導員・医師・看護師等への謝金等
旅	費				競技役員の旅費・宿泊費、抽選会・準備会の旅費、大会期間中の弁当代等
消耗品	費				競技用消耗品代、事務用消耗品代等
印刷製本	費				プログラム・諸会議要項・資料等の印刷代（用紙代を含む）及び製本代等
通信運搬	費				郵送料・電話代・競技用具運搬費等
借料及び損料	費				会場使用料、器具、空調の借料及び損料
会議	費				抽選会・準備会の茶菓子代・弁当代等
雑	費				器具・機械等の修繕費、振込手数料等
合計					

支出内訳

項	目	予算額	決算額	比較増減	付	記
諸謝金	費					
旅	費					
消耗品	費					
印刷製本	費					
通信運搬	費					
借料及び損料	費					
会議	費					
雑	費					
合計						

福島県中学校体育大会開催基準付則

1 各種申請

(1) 共催、後援、負担金（補助金）申請

	申 請 先	文 書 作 成 ・ 申 請
共 催	福 島 県 教 育 委 員 会	県中体連会長名で県中体連事務局が行う。
	福 島 県 中 学 校 長 会	
	(公財) 福島県スポーツ協会	
	開催市町村教育委員会	
	県 競 技 団 体	
後 援	開 催 地 市 町 村	県中体連会長名で県中体連事務局が行う。
負担金 補助金	福 島 県 教 育 委 員 会	県中体連会長名で県中体連事務局が行う。
	開催市町村教育委員会	県中体連会長名で開催地区中体連事務局が行う。

(2) 会場借用申請

- ① 開催前年度の仮予約は、開催地区中体連事務局で行う。
- ② 開催年度の正式申請は、専門部で行う。

(3) 県競技団体及び開催地競技団体との事前調整

- 専門部で行う。

2 大会役員・競技役員委嘱

(1) 委嘱状の作成分担

発 送 先	文書作成・発送
知事・県スポ協会長・開催市町村長・ 開催市町村教委・校長会・会場校長	文書作成・発送なし。
県議会・県教委	県中体連会長名で県中体連事務局が行う。
県中体連 (会長・副会長・理事長・理事・事務局長)	
競技団体 (県会長・開催地区会長・県顧問・県参与・ 県理事長・開催地区理事長)	県中体連会長名で各競技事務局が行う。
県中体連専門部 (部会長・委員長・地区委員長)	
その他競技役員全員	

- (2) 競技事務局より委嘱する競技役員について、公立小・中学校教員については必ず本人の内諾を得ること。なお、高等学校については必ず本人と校長の内諾を得ること。

- (3) 開始式・閉会式のあいさつ依頼文書の作成発送は、各競技事務局で行う。

福島県中学校体育大会業務日程基準

月 日	県 中 体 連 事 務 局	各 地 区 中 体 連 事 務 局
開催前年度	○開催地区へ開催種目の連絡 ○開催地区と連絡を取りながら、大会開催の資料集め開始 ○大会開催基準等の事前検討開始	○口頭で開催地区市町村教育委員会へ開催について連絡 ○大会開催の資料集め開始 ○大会開催基準，事務局規程，役員組織等の事前検討開始
4 月	○評議員会で開催地決定	○大会資料収集の方法等を検討
7 月		○大会の資料収集（大会・事務局等）
8 月		○大会資料の整理
9 月	○理事会で開催期日，会場地等の開催地原案を検討	○大会開催準備委員会の開催（開催市町村・事務局・会場等の検討）
10 月		○開催期日，会場等の開催地原案作成と仮予約
11 月	○評議員会で次年度大会開催要項決定 ○各地区大会事務局へ開催地市町村教育委員会に開催依頼と補助金・負担金の申請を依頼	○開催地市町村教育委員会に開催依頼と補助金・負担金申請
1 月		○事務局開設地決定
2 月		○開催市町村の競技会場の設置者に会場借用申請書を送付 ○宿泊場所決定と申込用紙の確認
開催年度 4 月	○評議員会で事業，役員，予算決定	○大会事務局事務担当者決定 ○大会事務局組織，業務日程決定
5 月	○専門部委員会で大会要項と競技別要項検討 ○大会要項と競技別要項確認・更新後にホームページへ掲載	○大会事務局開設 ○開催市町村に補助金，負担金申請 ○専門部へ会場借用申請依頼 ○専門部と連絡の上開催地区体育協会，競技団体との打ち合わせ ○開催市町村教育委員会へ挨拶 ○各種業務を開始
6 月	○プログラム共通部分作成（表紙，大会役員） ○陸上・水泳・総合組合せ抽選会	○専門部との連絡調整 ○役員名の確認（様式4－(2)の仮作成） ○陸上・水泳・総合組合せ抽選会
7 月	○陸上・水泳・総合大会開催 ○大会成績表の作成及び発送	○陸上・水泳・総合大会開催 ○お礼の挨拶と挨拶状の発送
8 月		○事務整理 ○関係機関への挨拶 ○会計監査 ○事務局閉鎖 ○県中体連事務局へ反省報告
9 月	○専門部委員会で反省と要望等の確認	
11 月	○役員会で反省と要項等について協議 ○評議員会で報告	○次回開催地に引き継ぎ

福島県中学校体育大会業務分掌内容

項 目		県 中 体 連 事 務 局	各 地 区 中 体 連 事 務 局
総 務	庶 務	○総合企画，調整 ○官公庁・団体・開催地事務局との連絡調整 ○賞状，メダル，参加章のデザインの決定と発注 ○プログラムの表紙・大会役員一覧表の作成 ○大会実行予算の編成 ○文書の発送と収受 ○功労賞・優秀指導者賞・優秀団体の確認と名簿の作成 ○委嘱状確認と発送 ○大会成績一覧表の作成と礼状発送	○開催地区官公庁・団体・各支部各専門部との連絡調整 ○諸会議及び行事予定表の作成 ○雨天時・荒天時の大会運営処理に関することを専門部と調整 ○プログラムの大会役員の役職名と氏名の確認 ○文書の発送と収受 ○開始式案内者名簿の作成とその取りまとめ ○大会役員・来賓の徽章の準備 ○大会役員・競技役員・生徒役員の委嘱状確認と発送 ○礼状の発送
	経 理	○補助金・負担金・雑収入等の経理会計 ○各専門部・大会事務局への予算配分	○経理一切 ○専門部へ参加料，プロ代金，参加章代の領収書作成を依頼
	広 報	○競技記録の発送一切 ○報道機関との連絡調整 ○競技記録の収受・報道方法の企画立案	○各専門部へ競技記録報告の方法の伝達
	受 付 接 待		○大会役員及び挨拶者の受付と徽章・プロの配布 ○式典関係の出席者に対する接待
宿泊交通	宿 泊		○宿泊指定業者との交渉 ○消防署，警察，保健所への連絡及び協力依頼文書と挨拶 ○宿泊申込書の作成（５月中）
	交 通		○駐車場の確保と交通案内
保健救護	保 健 救 護		○各会場への救護係の配置 ○医師会との連絡調整，緊急時対応病院の確認と連絡

令和7年度以降 県大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、各地区での分散開催方式とし、県大会種目ローテーションにより、毎年前年度の9月までに会場を決定する。ただし、県大会種目ローテーションにより開催が難しい場合は、開催年度前年の4月までに主管団体合議のもとに、ローテーションの大幅な変更を避け、代替地を決定する。
- (3) (2)の変更による代替地は、開催前年度の5月までに評議員会で承認を得るものとする。
- (4) 暑熱対策として、屋内種目は基本的に空調設備のある体育館を使用する。

2025年度以降 県大会種目ローテーション

2023年7月

N0	種 目	2025 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	ローテーション理由 東北大会年度・地区
1	陸上競技	県北	県北	県中	いわき	県北	県北・県中・いわき 2025東北（県北）
2	水泳競技	県中	県中	県中	県中	県中	
3	軟式野球	いわき	県北	会津	県南	いわき	
4	ソフトボール	県南	いわき	県北	会津	県南	2024（相馬）
5	バスケットボール	県北	県中	県中 (県北)	県北 (県中)	県南	正規コート優先・空調
6	バレーボール	相双	県南	いわき	県中	県北	空調施設 2027東北（県北）
7	ソフトテニス	県中	会津	県南	県北	相双	2026東北
8	卓球	県中	県北	県中	相双	いわき	卓球台数・空調 2024東北（須賀川）
9	バドミントン	いわき	県中	県北	いわき	県中	空調施設 2025東北：いわき
10	サッカー	相双	相双	相双	相双	相双	2028東北（相双）
11	ハンドボール	県南	県北	県北	県北	県北	正規コート優先 2024東北（福島）
12	柔道	いわき	県北 (県中)	県北 (いわき)	県北 (県中)	県北 (いわき)	昼優先 2024：いわき 2028東北（県中）
13	剣道	県北	いわき	いわき (相双)	県北	県中	空調施設 2027東北（県中）
14	相撲	会津	相双	会津	相双	会津	2025東北：会津
15	新体操	県中	県中	県中	県中	県中	県中 2025東北：県中 ※会期外 宝来屋
16	体操競技	県中	県中	県中	県中	県中	県中 2025東北：県中 ※会期外 宝来屋
17	駅伝競走	いわき	相双	いわき	県北	相双	県北・いわき・相双
18	スケート	県中	県中	県中	県中	県中	県中 2026IH 2024・28ｽﾍﾞｰﾄﾞ
19	スキー	会津	会津	会津	会津	会津	会津 2026東北

地区別県大会開催種目数

地区	3	5	4	6	4	○年度別種目数 (夏季・秋季・冬季)
県北	3	5	4	6	4	
県中	6	6	7	5	6	
県南	2	1	1	1	2	
会津	2	2	3	2	2	
いわき	4	2	2	2	2	
相双	2	3	1	3	3	

福島県中学校体育連盟 複数校合同チーム参加規定

福島県中学校体育連盟

【複数校合同チーム（以下合同チームと記述）参加承認の主旨】

本規定は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成ができず、大会出場の機会がなくなる生徒が出てくることが予想されることから、その生徒たちに活動の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上主義・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

1 合同チーム編成条件

- (1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。
(それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在し継続的に活動していること)
- (2) それぞれの学校において、学校管理下で顧問もしくは外部指導者の指導の下、日常的・計画的に活動を行っていること。
- (3) それぞれの校長が、教育上、合同チーム編成の必要があると判断した上で、当該支部中体連に対して定められた手続きを行うこと。

2 合同チーム編成基準

- (1) 原則として同一支部中体連加盟校同士での編成
- (2) 部員数が正規人数を満たしていない複数校による編成
- (3) 部員数が正規人数を満たしていない学校と満たしている1校による編成
※ (3) の編成は、同一支部内において(2)の編成が不可能な場合に限り認めることとし、原則として合計人数が登録人数以内とする。

3 合同チーム承認種目

- (1) 参加種目については、個人種目のない7競技は以下のとおりとする。
バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)、ハンドボール(7)
軟式野球(9)、ソフトボール(9)、アイスホッケー(11)
※ ()内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。(前年度全中大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、支部中学校体育連盟会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して中体連大会に参加することができる。)
- (2) チーム名は校名連記とする。
- (3) 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- (4) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
- (5) 部活動指導員・外部指導者(コーチ)は代表監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督になることができない。

付 記

- (1) 本規定は、平成29年 4月 1日より施行する。
- (2) 本規定は、令和5年4月20日より施行する。

複数校合同チーム参加規定細則

1 チーム名

チーム名は、校名を併記する。

2 引率・監督

引率は、各校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は、代表校の校長・教員とする。

3 大会参加申込手続き

支部中体連会長の承認後、各専門部作成の「合同チーム用参加申込書」にて、代表校長が行う。

4 表彰

表彰は申し込まれたチーム名で行う。また、賞状は各校へ授与する。

5 合同チーム編成手続き

それぞれの校長の合意のもと、事前に当該種目の支部中体連専門部へ概要を申請し内諾を得た上で、大会申込期日に間に合うように、次の通り申請をする。

- (1) 合同チーム編成希望校は、申請書を作成し、それぞれの校長の確認（職印）を受け、所属する支部中体連会長へ提出する。（合同様式1：合同チーム編成申請書）
- (2) 申請を受けた支部中体連会長は、当該種目の支部中体連専門部とともに適正な合同チーム編成か否かを審査し、承認の可否を決定する。
- (3) 審査結果については、支部中体連会長から申請のあった各学校長宛てに文書にて通知する。（合同様式2：合同チーム編成承認書）
- (4) 承認した支部中体連事務局は「合同チーム編成申請書」「合同チーム編成承認書」の写しを地区中体連事務局へ提出し、内容を報告する。
- (5) 合同チームが地区代表として県大会に参加する場合は、地区中体連事務局は「合同チーム編成申請書」「合同チーム編成承認書」の写しを県中体連事務局へ提出し、内容を報告する。

6 その他

- (1) 審査は、原則として支部中体連事務局と支部中体連専門部が行うが、必要に応じて地区中体連事務局及び地区中体連専門部へ相談をする。
- (2) 各種目の特性に応じて多様な条件が考えられることから、「勝利至上主義」「強化目的」とした合同チーム編成を防止するための「細則」を各専門部で必要に応じて作成し、審査する。
- (3) 大会参加に際しては、専門部の定める競技規則及び細則・申し合わせ事項に従う。
- (4) 申込用紙の形式について
 - 必ず当該校全ての校長の職印が押印できるように作成する。
 - 各学校名・校長名・選手の所属校名等が記載できるように作成する。
- (5) 東北大会、全国大会への出場に関しては、それぞれの大会出場基準による。
- (6) その他必要な事項については、理事会で検討し、評議員会で決定する。

令和7年5月2日

関係中学校長 様

福島県中学校体育連盟
会 長 青柳 茂宏
(公印省略)

第68回福島県中学校体育大会における部活動指導員確認証の提出について

このことについて、貴校生徒及びチームが標記大会の出場に際して、部活動指導員が引率・監督になられる場合には、下記の点について留意してご提出願います。

なお、ここでの部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者を示します。

記

- 1 福島県中学校体育大会開催基準により、引率及び監督における部活動指導員の扱いについては、以下のように規定されています。

参加生徒の引率・監督は、当該出場校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① 満20歳以上であること。
- ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
- ③ 他校と兼務していないこと。
- ④ 次のいずれかに当てはまる者であること。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 自治体（含む教育委員会）、スポーツ協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。

- 2 上記1により、第68回福島県中学校体育大会においても部活動指導員の資格を正しく認識し、大会期間中におけるトラブルを防止するために、別記形式（県中体連ホームページ掲載）による校長承認印のある部活動指導員確認証を準備して当該専門部会長に提出をし、専門部の指示に従ってください。

※ 不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

福島県中学校体育連盟事務局
〒960-8214 福島市古川44-2
福島市立福島第三中学校内
福島県中学校体育連盟理事長 八巻 裕介
TEL 024-531-2590
E-mail: fukushima-jpa@snow.plala.or.jp

第68回福島県中学校体育大会 部活動指導員確認証

競技種目名			
学 校 名 (参加チーム名)			
ふ り が な			
部活動指導員 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
付帯事項 ※1			
校長名 承認印	校長 職印		

※1 専門部等から記入する事項を求められている場合は、記入してください。

令和7年5月2日

関係中学校長 様

福島県中学校体育連盟
会 長 青柳 茂宏
(公印省略)

第68回福島県中学校体育大会におけるコーチ確認証の提出について

このことについて、貴校生徒及びチームが標記大会の出場に際して、コーチを帯同される場合には、下記の点について留意してご提出願います。

なお、ここでのコーチとは、標記大会においてベンチ入りする外部コーチを意味するものとします。

記

- 1 福島県中学校体育大会開催基準により、「外部コーチのベンチ入りについては、専門部が競技要項の中に外部コーチ導入を位置づけした競技にて、校長が認めた者とする。ただし、当該校以外の中学校教職員・校長・部活動指導員の外部コーチとしてのベンチ入りは認めない。」と定めている。

即ち、コーチについては、出場校の校長・教員（含む養護教諭・常勤講師）・部活動指導員以外でも可としている。

- 2 上記1により、第68回福島県中学校体育大会においてもコーチの資格を正しく認識し、大会期間中におけるトラブルを防止するために、別記形式による校長承認印のある「コーチ承認証」を準備して当該専門部会長に提出をし、専門部の指示に従うこと。なお、参加校にて必要枚数をコピーして使用すること。

3 外部コーチのベンチ入りについては、各種目競技要項で確認すること。

- 4 ソフトボールのコーチについては、選手・監督と同意匠のユニフォームを着用し、ユニフォームナンバーは「31」または「32」とする。
- 5 バドミントンについては、別様式のコーチ確認書・入場許可申請書（県大会参加申込書のページからダウンロード）を提出すること。
- 6 水泳競技と体操競技のコーチについては、「外部コーチ」と「校外コーチ」の区分について記入する。また、体操競技においてコーチが個人につく場合は、選手名も記入すること。

※ 外部コーチ……校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導にあたっている者。

※ 校外コーチ……クラブ・道場などの指導にあたっている者。

不明な点がある場合は、該当する種目の県中体連専門委員長までお問い合わせください。

第68回福島県中学校体育大会 コ ー チ 確 認 証

競技種目名				
学 校 名 (参加チーム名)				
ふりがな				外 部 校 外
コーチ氏名				
性 別		男 ・ 女	年 齢	歳
※1	ふりがな			
	選手名			
校長名 承認印		校長 職印		

※1 体操競技においてコーチが個人につく場合は当該選手名を記入してください。

令和7年5月2日

関係中学校長 様

福島県中学校体育連盟
会 長 青柳 茂宏
(公印省略)

第68回福島県中学校体育大会における外部指導者の引率について

このことについて、貴校生徒及びチームが標記大会の出場に際して、「福島県中学校体育大会引率特例細則」を適用し、外部指導者が単独で引率して監督の資格を得ようとする場合には、下記の点に留意して、確認証の提出をお願いします。

記

- 本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断し、設置者が認めた場合に適用するものである。安易に引率者として外部指導者の引率を認めるものではない。また、引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命ずる。チーム・選手は失格となることもある。

(1) 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校の校長が適切であると認めた20歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として各地区中学校体育連盟会長または専門部会長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

(2) 引率者としての外部指導者の引率については、県大会の全競技に適用する。

(3) 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。

(4) 生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。

(5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

- ア 引率時は、原則公共交通機関を利用する。
- イ 外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。
- ウ その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

- ア 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
- イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。

- 不明な点がある場合は、県中体連事務局までお問い合わせください。

事務担当 福島県中学校体育連盟
理事長 八巻 裕介
TEL 024-531-2590

第68回福島県中学校体育大会 外部指導者引率・監督確認証

競技種目名			
学 校 名 (参加チーム名)			
ふりがな			
氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
☐ 設置者の承認を得た上で、上記の者を引率・監督者として認めます。 ☐ 福島県中学校体育大会引率特例細則を遵守します。			
校長名 承認印	学校名 校 長	職印	

1 大会前

- (1) 大会を開催しようとする時間帯を検討し、乾球温度35℃以上(WBGT=31℃以上)を越えると予想される時間帯を考慮し、必要に応じて可能な限り大会開催時間等の調整を行う。
- (2) 乾球温度31℃以上(WBGT=28℃以上)での大会実施を想定した競技運営方法を検討する。(ルール内での対策、ルールの変更、給水時間、控え場所等)
- (3) 熱中症発生時をシミュレーションし、熱中症発生時の対応について、役員全員が事前に理解できるようにする。(資料やフローチャートなどの活用)
- (4) 医療機関に大会開催についての連絡をし、救急医療体制について確認する。
- (5) 熱中症予防について、要項に記載したり別紙で注意事項として配布したりするなど、事前に周知しておく。
- (6) 参加者に氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分準備しておくように連絡する。

2 大会当日

- (1) 乾球温度31℃以上(WBGT=28℃以上)になる場合や熱中症警戒アラート発表時には、役員全員で情報を共有し、競技の特性に応じて対応や対策を講じる。
 - ・ 屋外ではテント等を設置し、日射を遮り、休憩できる場所を確保しておく。
 - ・ 選手・役員に、氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分準備しておく。
 - ・ クーラーの効いた部屋を準備し、休憩の場所を確保する。
 - ・ 給水のための時間や休息を設けるなど、競技方法などを変更する。
 - ・ 選手・役員が飲料水を確保しやすい環境を整える。(給水所の設営等)
- (2) 設備等のわかりやすい表示を行う。
 - ・ 給水所等の場所を明示する。
 - ・ 救護所の場所を明示する。(AED設置場所についても明示する)
 - ・ 役員の存在を目立たせ、選手や観客等が声をかけやすくする。
- (3) 熱中症の注意喚起や情報提供を行う。
 - ・ リアルタイムの気温や暑さ指数(WBGT)について適時情報発信する。
 - ・ 「水分補給」や「日射を避ける」ことをアナウンス等で呼びかける。
 - ・ 熱中症予防についてポスター等を掲示する。
- (4) 熱中症の疑いがある場合には、熱中症の応急処置フローチャートを活用し、応急手当にあたり、救急車要請等迅速かつ的確な判断を行う。
 - ・ 救急車等の車両進入に関して、適切な誘導を行う。

【大会実施に係る基本的な考え方】

大会(競技)の実施(続行)について、上記対策を講じてもなお、「熱中症特別警戒アラート発表時(県全域でWBGT35℃以上)」や「参加者の健康に著しい危険があると判断される場合」、開催地や当該競技団体が示すガイドライン等で「運動の中止やイベントの中止が求められる状況となった場合」においては、競技の中断、大会の中止を検討し、適切に判断する。

なお、大会中止の際の対応については、本連盟「福島県中学校体育大会開催基準」及び「緊急災害時対応マニュアル」に準じること。

<参 考>

- ・ 熱中症対策ガイドライン(日本サッカー協会)
https://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf
- ・ スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(日本スポーツ協会)
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_0531.pdf
- ・ イベント主催者、施設管理者のための夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020(環境省) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf
- ・ 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(日本スポーツ振興センター)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>
- ・ 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(環境省・文科省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

熱中症対応フロー

熱中症を疑う症状

- ☐ 四肢や腹筋のけいれん（つる）と筋肉痛が起こる。
- ☐ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛など起こる。
- ☐ 頻脈、顔面蒼白となる。
- ☐ 足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない 等

質問をして応答をみる。

- ☐ ここはどこ？
- ☐ 名前は？
- ☐ 今何をしてる？

- ☐ 応答が鈍い。
- ☐ 言動がおかしい。
- ☐ 意識がない。
- ☐ ペットボトルの蓋を開けることができない 等

意識障害の有無

あり(疑いも含む)

救急隊を要請



すぐに救急車を要請し、同時に体を冷やす等の応急手当を行う。

涼しい室内への避難
涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせる。

水分摂取ができるか

できる

できない

水分塩分を補給する。

- 0.1～0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク
- 熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃いめの食塩水を補給する。

症状改善の有無

症状改善

改善しない

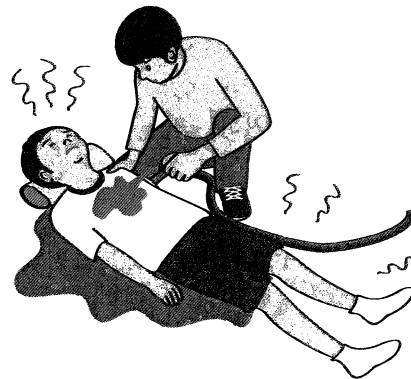
経過観察

身体冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

効果的な冷却方法

- ① 氷水に全身をつける。
- ② ホースで水をかける。
- ③ ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。



※ 迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

病院へ!

体を冷やしながらか、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送しましょう!!



福島県中学校体育連盟 個人情報保護方針

平成17年4月1日施行の個人情報保護法に伴い、中体連主催大会等における個人情報の使用については下記のように取り扱うものとする。

また、本連盟が有する個人情報については理由無く外部への提供は行わず、個人情報の保護に万全を期すものとする。

記

1 使用目的

福島県中学校体育連盟が取得した個人情報は、県内中体連主催大会をはじめ、東北中学校体育大会、全国中学校体育大会の運営に必要と判断し、大会運営が公正・円滑に行われることを目的とする。

2 使用範囲

福島県中学校体育連盟は、大会参加申込書提出書類に記載された個人情報の一部もしくは全部を県内中体連主催大会のための準備事務、参加資格確認、結果公表、上位大会派遣通知等のために使用する。

- (1) 県内中体連主催大会各競技会のプログラム（スタートリスト、組み合わせ）等の大会情報作成
- (2) 県内中体連主催大会各競技会・各種表彰等の結果公表（会場内・報道機関・ホームページ・県中体連機関誌編集）等の資料の作成
- (3) 東北中学校体育大会・全国中学校体育大会の参加申込および大会運営に必要と判断した場合の情報提供

3 福島県中学校体育連盟の基本的考え

- (1) 「大会運営上」「申込事務上（資格審査など）」必要最低限の情報が得られない場合は、大会を運営する側に支障があるとの理由で、出場を制限することもある。

①所属中学校名・氏名・学年は、大会運営上必要と考えるので、全ての種目プログラムに掲載する。

理由1；上位大会の資格審査の時点で、予選会の結果一覧表・結果記入済みのプログラムで確認できなければ出場できないことが予想されるため。

理由2；大会運営上、本人である確認が必要である。（例；選手の入れ替えなどの不正防止）

②身長・体重・段位等については、専門部および競技団体で必要性を再度検討し、最低限必要と判断された場合のみ種目プログラムに掲載するが理由を明確にさせる。

③結果一覧表の作成や公表についても、プログラムに掲載されている内容の範囲と判断し、これまで通りとする。ただし、報道発表やホームページ等の掲載について同意されない場合は、空欄などで対応する場合もある。

④種目によっては、生年月日・身長・体重・段位等も参加申込書類に記入する場合もあるが、目的以外で使用することはない。

- (2) 福島県中学校体育連盟が取得した個人情報については、各部署においてデータの管理、保管、開示等に十分留意する。

4 同意の確認

各中学校は、平成17年6月7日付「17福島県中体連第54号、福島県中学校体育連盟の個人情報の取り扱いについて」および「福島県中体連個人情報保護方針」内容について説明し、口頭により同意を確認して一次予選会（支部大会または地区大会）の大会参加申込をすること。

同意できない生徒および保護者がいる場合には、大会申込書提出時に、各支部中体連事務局に報告すること。

支部中体連事務局は、地区および県中体連事務局に報告すること。

平成18年4月27日

全国・東北大会における代理引率・監督について

福島県中学校体育連盟

1 代理引率・監督の特例が認められる条件

東北中学校体育大会・全国中学校体育大会へ生徒が参加する際に、当該校に参加する部がない場合で、学校の事情により校長がやむを得ないと判断したときに限り特例を認める。

従って、この特例は、安易に代理引率・監督を認めるものではない。

2 代理引率・監督に関する内容

- (1) 出場生徒が所属する中学校の校長は、同一市町村内の他校の校長・教員に対してのみ、代理引率・監督を委任することができる。その際には、各大会要項で定められている別紙様式に必要事項を記入し、関係校及び関係者に送付するとともに、所定の様式(県中体連HPよりダウンロード)により加盟する支部中学校体育連盟に報告する。

なお、部活動指導員及び外部コーチ、保護者は代理引率・監督として認めない。

- (2) 代理引率・監督の任務は、移動を含めた大会参加における出場生徒の健康・安全の確保、監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関することなどである。

(代理監督は監督権の行使にあたって、出場生徒の不利益とならないよう配慮する。)

- (3) 引率に関わる費用については、事前に双方で確認する。

- (4) 代理引率・監督は大会期間中選手に同行し、不測の事態に備える。

- (5) 代理引率・監督を認める個人競技は、次の12競技とする。ただし、団体戦は該当しない。

- | | | | |
|----------|--------|-----------------|-------|
| ① 陸上競技 | ② 体操競技 | ③ 新体操 | ④ 卓球 |
| ⑤ 柔道 | ⑥ 剣道 | ⑦ 水泳競技(飛び込みも含む) | |
| ⑧ バドミントン | ⑨ 相撲 | ⑩ ソフトテニス | ⑪ スキー |
| ⑫ スケート | | | |

● 陸上競技・水泳競技のリレーは個人種目としては取り扱わない。

※ ソフトテニスはダブルスのみのため、個人種目として取り扱う。

3 その他

- (1) 大会に出場するための手続き(大会参加に必要な書類の記入・提出)及び、生徒への指導等は参加生徒が所属する当該校(校長)が行う。

- (2) 引率者は次の配慮事項を遵守すること。

- ① 選手の安全やマナー等の指導を行う。
- ② 生徒の服装・持ち物については、各学校のきまりに従う。
- ③ 大会の結果と、帰校(帰宅)報告をすみやかに校長に行う。
- ④ 宿泊する場合は、学校(大会本部)の指示に従う。
- ⑤ その他、引率に必要な事項を指導する。

【傷害保険の加入について】

1 「引率者の事故について」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、労働災害保険が適用となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
- (3) 当該生徒の保護者が引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
- (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合には、公務災害が適用となる。

2 「生徒の事故について（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象の有無）」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、給付対象となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、給付対象となる。
- (3) 当該生徒の保護者が引率した場合は給付対象とならないので、生徒に対して任意の傷害保険の加入が必要となる。
- (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員による引率に関しては、在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合、給付対象とならない可能性がある。

対象者 引率者		引率者が傷害を受けた場合	生徒が傷害を受けた場合 (日本スポーツ振興センター)
当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合	事務	○公務災害が適用になる	○給付対象となる
	技師	△該当郡市で確認が必要	
当該生徒を指導している外部・校外コーチ（旧校外コーチ）が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	○給付対象となる
当該生徒の保護者が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	×給付の対象とならない 任意の傷害保険加入が必要
代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合		○公務災害が適用となる	△部活動の位置づけが明確でない場合は給付対象とならない場合がある

3 代理監督引率下での活動の扱いについて

- (1) 在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合は日本スポーツ振興センターの給付対象とならない場合がある。
- (2) 以下の事項を在籍校が代理監督を依頼するための条件とする。
 - ① 当該部活動が日本スポーツ振興センターの給付対象となるかどうかを確認すること。
 - ② 給付対象とならない場合、別の保険に加入すること。

_____ 支部中学校体育連盟会長 様

_____ 中学校

校長 _____ 印

代理引率・監督の報告

依頼する学校	依頼される学校	引 率 者	
		役職	氏 名

「資料 1」

対象者 引率者		引率者が傷害を受けた場合	生徒が傷害を受けた場合 (日本スポーツ振興センター)
当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合	事務	○公務災害が適用になる	○給付対象となる
	技師	△該当郡市で確認が必要	
当該生徒を指導している外部・校外コーチ(旧校外コーチ)が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	○給付対象となる
当該生徒の保護者が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	×給付の対象とならない 任意の傷害保険加入が必要
代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合		○公務災害が適用となる	△部活動の位置づけが明確でない場合は給付対象とならない場合がある

(様式1)

令和 年 月 日

東北中学校体育大会

大会実行委員会 会長 様

学校名

校 長

職印

引率・監督者の特例報告書

本校下記生徒（チーム）が東北中学校体育大会の出場選手（チーム）となりましたが、本校の事情により、次のように代理引率・監督を依頼しましたので報告いたします。なお、参加生徒・引率者は傷害保険に加入済みです。

また、引率時における引率者の事故等の補償について一切異議申し立ていたしません。

記

大 会 名	令和____年度東北中学校体育大会 大会		
監 督 氏 名	(校長・教員)		
監督所属			
所 在 地 電 話	〒 TEL ()		
参加生徒名 (個人種目の場合)		参加種目	
引 率 者 名 等	氏名		
	関係：		年齢：
引率者住所 電 話	〒 TEL ()		

※団体種目の場合は「選手名簿」を添付すること。

※「関係」については、当該生徒（チーム）との関係性を記入。

例：当該校学校職員等

様式2-①（学校宛）

令和 年 月 日

_____ 学校長様

学校名

校 長

職印

引 率・監 督 依 頼 書

下記生徒（チーム）が東北中学校体育大会の出場選手（チーム）となりましたが、本校の事情により、
貴校_____（ 校長 ・ 教員 ）を監督者として御依頼申し上げます。なお、監督の任務について全権委任し、このことに対して一切異議申し立ていたしません。

記

大 会 名	令和 年度東北中学校体育大会 _____大会		
参加生徒名 (個人種目のみ)		参加種目	
引 率 者 名			
引率者住所 電 話	〒 ()		

※団体種目の監督依頼の場合は選手名簿を添付します。

※引率者の欄は「監督者とは別に引率者を依頼している場合」のみ記載します。

様式3-①（代理監督所属校→依頼校）

令和 年 月 日

_____ 学校長 様

学校名

校 長

職印

監 督 承 諾 書

令和 年 月 日付けの依頼書により依頼のありました、
本校 _____ 校長・教員 の貴校東北中学校体育大会参加に係
る監督依頼の件につき承諾いたします。

様式3-②（引率者・監督者→依頼校）

令和 年 月 日

_____ 学校長 様

氏 名 _____ 印

引 率 ・ 監 督 承 諾 書

令和 年 月 日付けの依頼書により依頼のありました、の貴校東北
中学校体育大会参加に係る（ 引率 ・ 監督 ）依頼の件につき承諾いたします。

福島県中学校体育大会 写真事業者の選手撮影許可要項

福島県中学校体育連盟

1 目 的

福島県中学校体育大会の写真撮影（ビデオ不可）については、以下の理由により、本連盟に協賛している写真事業者に限って撮影を許可するものとする。

- (1) 「個人情報・肖像権」保護の立場から、大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実績、撮影方法、販売方法等）を選択し、写真撮影を許可する必要がある。
- (2) 大会会場で当日撮影許可を取ろうとする事業者と、大会運営本部で混乱が生じている。
- (3) 多数の写真事業者が撮影している中で、マナーの悪い写真事業者が大会運営に支障をきたしたり、大会の印象を悪くしたりしている。
- (4) 大会生徒への写真販売にあたっての苦情（自分の写真が他者に広まっている等）が発生している中で、責任をもって依頼できる事業者を選択する。
- (5) いかがわしい写真を撮るもの（盗撮）を無くす。

2 対 象

- (1) 写真販売を行う事業者
- (2) 卒業アルバム取扱業者は除く 但し、下記手続きの内 3 (4)・(5) を必ず行う。
- (3) 保護者は除く

3 写真撮影事業の手順

- (1) 写真販売を行う事業者については、福島県中学校体育連盟事務局（下記）へ大会 2 週間前までに「写真撮影許可申請書」を提出する。（4 申請書類 参照）
- (2) 県中体連事務局は、撮影を許可する事業者に対して撮影許可証を大会 1 週間前までにメールで送る。
- (3) 県中体連事務局は、写真事業者一覧表を作成して、大会 1 週間前までに地区中体連事務局へメールで送る。
- (4) 写真事業者は、大会前に大会事務局と連絡を取り、会場での撮影方法等の打合せを行う。
- (5) 写真事業者は、大会当日に大会本部へ撮影許可証を提示して受付をする。また、撮影に関しての最終打合せを行う。
- (6) 写真事業者は、撮影用ビブスを受け取り、これを着用して事業に従事する。
- (7) 写真事業者は、事業終了後の連絡、販売方法等について大会事務局と確認をとる。

4 申請書類

- (1) 申請書・・・福島県中学校体育連盟から受け取る。（ホームページからダウンロードする。）
- (2) 添付書類

ア 会社概要 イ 個人情報保護方針 ウ 撮影計画（方法・人員等） エ 販売方法
【写真事業者の義務】

- (1) 利用目的の特定
- (2) 安全管理に関する措置
- (3) 従業員・委託先の管理監督
- (4) 第三者への提供制限
- (5) 本人からの開示要求への対応
- (6) 苦情処理

5 大会協賛

- (1) 大会協賛は大会の目的を理解し、大会運営への協力を実行することをいう。
- (2) 大会協賛金額は 1 口 5, 0 0 0 円とし、1 種目につき 2 口以上とする。協賛金については、大会当日の受付の際に大会本部へ納付すること。

6 その他

インターネットを利用した写真販売は禁止とする。（ID・パスワードを設定しての販売であっても不許可とする。）

福島県中学校体育連盟 事務局

〒960-8214 福島市古川44-2

福島市立福島第三中学校内

TEL 024-531-2590

FAX 024-531-2591

令和 年 月 日

福島県中学校体育連盟会長 様

申請者 住 所

会 社 名

責任者氏名

印

TEL

FAX

令和 年度福島県中学校体育大会写真撮影許可申請書

福島県中学校体育連盟主催の福島県中学校体育大会に協賛する は、
福島県中学校体育大会の参加生徒の写真撮影をいたしたく、写真撮影許可について申請いたします。

記

1 日 時 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 競技種目・会場・撮影日程・撮影者人数

競技種目	大会会場	撮影月日・日程	撮影者人数

3 添付書類

ア 会社概要

イ 個人情報保護方針

ウ 販売方法

撮 影 許 可 証

様

福島県中学校体育連盟会長

印

貴社へ福島県中学校体育大会の生徒写真撮影を許可します。

但し撮影・販売にあたって、福島県中学校体育連盟写真撮影許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとしします。また、大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。

福島県中学校体育大会出店許可要項

東北中学校体育大会（福島県開催競技）出店許可要項

福島県中学校体育連盟

1 目 的

福島県中学校体育大会及び東北中学校体育大会においての出店については、本連盟に協賛している出店事業者に限って許可するものとする。

- (1) 大会主催者として身元の確かな出店事業者（事業実績、販売方法等）を選択し、出店を許可する必要がある。
- (2) 大会会場で当日出店許可を取ろうとする事業者と大会本部との混乱を防ぐため。

2 対 象

- (1) 大会記念品等の販売を行う事業者

3 出店事業の手順

- (1) 出店を希望する事業者については、福島県中学校体育連盟事務局（下記）へ大会2週間前までに「出店許可申請書」を提出する。（4 申請書類 参照）
- (2) 県中体連事務局は、出店を希望する事業者に対して出店許可証を大会1週間前までにメールで送る。
- (3) 県中体連事務局は、出店事業者一覧表を作成し、大会1週間前までに地区中体連事務局へメールで送る。
- (4) 出店事業者は、大会前に大会事務局と連絡を取り、会場での販売方法等の打合せを行う。
- (5) 出店事業者は、大会当日に大会本部へ出店許可証を提示して受付をする。また、出店に関しての最終打合せを行う。
- (6) 出店事業者は、事業終了後の連絡等について大会事務局と確認をとる。

4 申請書類

- (1) 申請書・・・福島県中学校体育連盟から受け取る。（ホームページからダウンロードする。）

(2) 添付書類

ア 会社概要 イ 個人情報保護方針 ウ 販売計画（方法・人員等） エ 販売方法
【写真事業者の義務】

- (1) 利用目的の特定
- (2) 安全管理に関する措置
- (3) 従業員・委託先の管理監督
- (4) 第三者への提供制限
- (5) 本人からの開示要求への対応
- (6) 苦情処理

5 大会協賛

- (1) 大会協賛は、大会の目的を理解し、大会運営への協力を実行することをいう。
- (2) 大会協賛金額は、テント持参の場合は1競技につき10,000円とする。大会事務局へのテント準備・設置を委託する場合は、協賛金以外にテント1張りにつき10,000円の設置料を支払う。協賛金並びにテント設置料については、大会当日の受付の際に大会本部へ納付すること。

6 その他

- (1) インターネットを利用した写真販売は禁止とする。（ID・パスワードを設定しての販売であっても不許可とする。）
- (2) 大会会場が学校である場合は、出店することを禁止とする。

福島県中学校体育連盟 事務局

〒960-8214 福島市古川44-2

福島市立福島第三中学校内

TEL 024-531-2590

FAX 024-531-2591

令和 年 月 日

福島県中学校体育連盟会長 様

申請者 住 所

会 社 名

責任者氏名

印

TEL

FAX

福島県中学校体育大会出店許可申請書

福島県中学校体育連盟主催の福島県中学校体育大会に協賛する
福島県中学校体育大会において出店をいたしたく、出店許可について申請いたします。

記

1 日 時 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 競技種目・会場・出店日程・販売者人数

競技種目	大会会場	出店月日・日程	販売者人数

3 添付書類

ア 会社概要

イ 個人情報保護方針

ウ 販売方法

出 店 許 可 証

様

福島県中学校体育連盟会長

印

貴社へ福島県中学校体育大会への出店を許可します。

但し販売にあたって、福島県中学校体育連盟出店許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとします。また、大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。

令和 年 月 日

福島県中学校体育連盟会長 様

申請者 住 所

会 社 名

責任者氏名

印

TEL

FAX

東北中学校体育大会（福島県開催競技）出店許可申請書

福島県中学校体育連盟主管の東北中学校体育大会に協賛する
東北中学校体育大会（福島県開催競技）において出店をいたしたく、出店許可について申請いたします。

記

1 日 時 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 競技種目・会場・出店日程・販売者人数

競技種目	大会会場	出店月日・日程	販売者人数

3 添付書類

ア 会社概要

イ 個人情報保護方針

ウ 販売方法

出 店 許 可 証

様

福島県中学校体育連盟会長

印

貴社へ東北中学校体育大会（福島県開催競技）への出店を許可します。
但し販売にあたって、福島県中学校体育連盟出店許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとします。また、大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。

福島県中学校体育大会・東北中学校体育大会 緊急災害時対応マニュアル

福島県中学校体育連盟

1 具体的対応

(1) 自然災害

- ① 大規模な災害（地震、津波、巨大台風、噴火等）に関しては、その規模や警戒レベル等に応じ、県大会事務局（東北大会実行委員会）と県中体連事務局が連携し、対応を検討する。状況によっては対策本部を設置し、関連機関との連携を図りながら検討する。
- ② 通常の自然災害（降雨、台風等）に関しては、開催地区中体連会長が競技実施の判断を行う。

(2) 重大事故

- ① 緊急疾患、特に心停止や呼吸停止等に関しては、初期対応を事故発生現場で関係団が行う。AEDは必ず確保し、対応できる体制にする。
- ② 事件・事故による死亡、後遺症のおそれのある事故については、大会事務局（東北大会実行委員会）から関係機関への連絡を速やかに進める。

(3) 食中毒（O157・ノロウイルス等）

食中毒発生の時間と場所によるが、原則として保健所・病院と連絡をとり、その指示指導を受ける。

(4) 感染症（新型コロナウイルス・麻疹・インフルエンザ等）

- ① 発熱と発疹等の症状の場合は直ぐ病院に搬送する。発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。
- ② 大会事務局（東北大会実行委員会）は、発症した選手の同校・同宿泊所の選手の症状を確認するよう監督に連絡する。

(5) 弾道ミサイル発射（Jアラート等）

- ① 大会中にJアラートが鳴った場合は、競技等を中断し建物に避難させる。屋外にいて近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守らせる。その後、情報を収集し、領海外に落下したなど安全が確認できた場合は、競技等を再開する。
- ② 大会当日早朝までにJアラートが鳴った場合で、その後に領域外にミサイルが落下したなど安全が確認できた場合は、大会を実施する。
- ③ 領域内にミサイルが落下した場合は、国の対応や国際情勢を踏まえながら福島県中学校体育連盟事務局が各関係機関と連携をとって判断し、参加校へ連絡する。

2 大会の実施が困難な場合の対応

自然災害や感染症の流行、ミサイル発射等により、大会の開催が難しい状況に陥った場合、以下のように対応する。

- (1) 大震災や大津波、ミサイルの領土内への落下等、社会に重大な影響を及ぼす災害が起こった場合は、東北・全国大会の出場権の如何を問わず、大会を即刻中止する。

- (2) 上記以外の場合は以下のように対応する。

- ① 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、すでに東北・全国大会出場校や出場選手が決定している場合は大会を中止する。

- ② 開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、東北・全国大会出場校や出場選手を決定する必要がある場合、以下のように対応する。

方法Ⅰ 競技方法を簡略化した上で、開催地の変更や順延ができるかどうか検討する

(例) レースの本数を減らす、試合時間を短縮する、リーグ戦をトーナメントにする、勝敗を決めるための簡易的なゲームとする（駅伝をタイムレースにする、PKで決める等）、出場校を削減する（各県優勝校のみにする等）

方法Ⅱ 抽選で決定する

(例) 代表者による抽選、登録選手全員での抽選、出場選手全員での抽選

- (3) 東北大会において一部の県だけが参加できない状況になった場合、以下の原則のもと対応する。

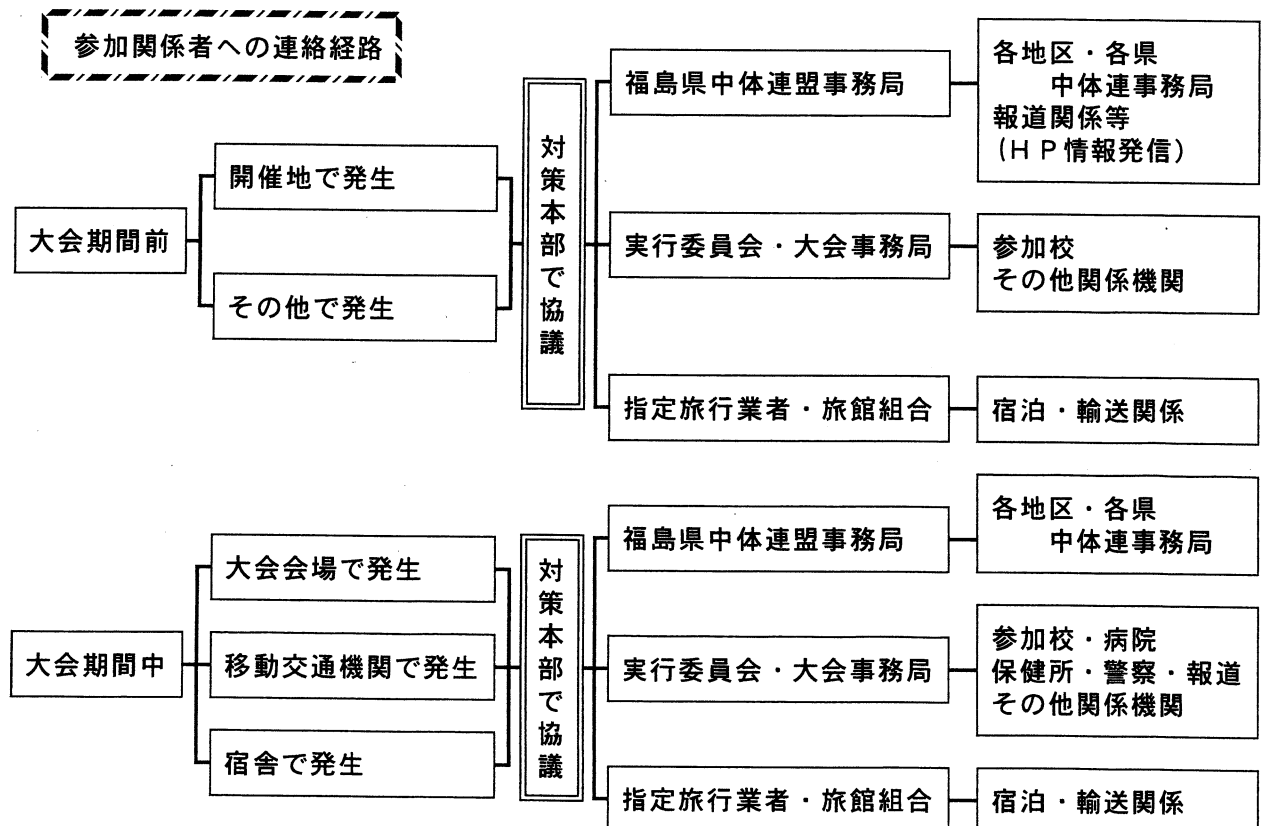
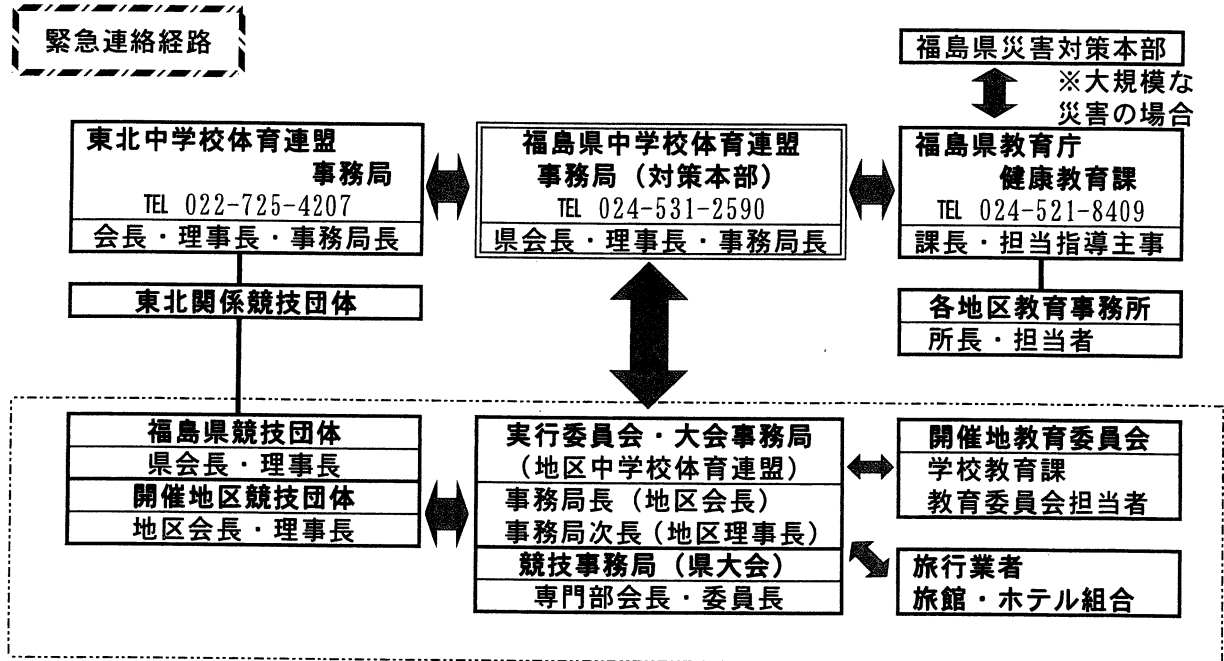
- ① 2県3チーム以上（個人種目は2県以上）の参加があれば大会は成立するものとする。
- ② 男子種目、または女子種目のみの開催もあり得る。

3 報道対応

報道に関しては、窓口の一本化を図る。統括責任者は開催地区中体連会長とする。

- ① 報道関係については、県大会事務局（東北大会実行員会）が対応する。同日に複数会場で発生した場合は、競技事務局が対応する。
- ② 県中体連事務局は県教育庁健康教育課及び東北中体連へ報告・連絡し、指示指導を受ける。
- ③ 状況に応じた確かな判断のもとに、対応対応のあり方を検討する。

4 緊急時連絡体制



令和7年度 スポーツ団体等標準宿泊料金要項

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

1. 本要項で定める配宿事業について

(1) 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、本組合と呼称）及び本組合の支部たる各地の組合（以下、支部組合と呼称）は、本要項 6.（1）に記載された大会等を運営する団体等（以下、運営団体と呼称）に協力し、当該大会等に参加する生徒、学生、指導者および大会役員等の宿泊についての手配（以下、配宿と呼称）の依頼に対応する事業を実施する。

(2) 本要項に記載された宿泊料金等の諸条件は、本組合による配宿の事業についてのみ適用し、本組合以外の団体若しくは個人が介在する手配又は宿泊施設への直接の手配には適用しない。

(3) 運営団体による大会に係る宿泊に於いて本要項に定める条件での配宿を希望する場合は、原則として大会が開催される地域の支部組合へ申し込むものとする。ただし、本要項に定める条件に依らない場合については本組合以外へ申し込むことができるものとする。

(4) 前項の但し書きにより本組合以外に配宿を依頼した場合であっても、当該大会に於ける宿泊全般の不測の事態等への対応に支部組合が協力できるものとする。配宿の依頼者は、団体名、責任者氏名、予約施設名、当初の1泊目人数及び泊数を大会開催地域の支部組合へ報告するよう努めるものとする。

(5) 本組合への配宿の申し込みの効力は、申込書が支部組合へ到達した時点で発生するものとする。ただし到達時刻が17時を超える場合及び到達日が支部組合の定める休日の場合はいずれも翌営業日に到達したものとみなす。

(6) 配宿を依頼された支部組合は、担当する地域において直ちに配宿可能な施設の確保に着手するとともに、その結果については速やかに依頼者へ通知するものとする。この場合においては必要に応じて当該配宿に係る大会等を統括管理する専門委員長等と意見を交わし、その意向に留意するよう努めるものとする。

(7) 前号による配宿の結果について、配宿の依頼の翌日から起算して3日後の15時までに結果を通知できないときは、支部組合は、当該配宿のその時点での進捗状況について同日内に依頼者等へ報告するものとする。

(8) 本組合は、大会等を主催する団体に対し、配宿を申し込むにあたり必要な下記の宿泊施設情報を前年度末までに提供するものとする。

ア. 施設名、住所及び連絡先（新旧館により異なるランクを設定している場合はその旨）

イ. 施設料金（A、B、C又はD）

ウ. 食事提供の可否

エ. 配宿申し込み先の支部名および連絡先

オ. その他必要な情報

2. 基本宿泊料金及び接遇

(1) 基本宿泊料金（1泊夕食付）

団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	5,500円	550円	6,050円
	B	6,500円	650円	7,150円
	C	7,500円	750円	8,250円
中学生	D	8,500円	850円	9,350円
	A	5,800円	580円	6,380円
	B	6,800円	680円	7,480円
高校生	C	7,800円	780円	8,580円
	D	8,800円	880円	9,680円
大学生・成人・ 引率者・競技役員等	A	6,000円	600円	6,600円
	B	7,000円	700円	7,700円
	C	8,000円	800円	8,800円
	D	9,000円	900円	9,900円
	A	6,700円	670円	7,370円
	B	7,700円	770円	8,470円
	C	8,700円	870円	9,570円
	D	9,700円	970円	10,670円

(2) 駐車料金は原則として施設の規定料金を宿泊者が負担する。

(3) 接遇

団体・種別	量数割人数	浴衣・タオル 備付け	献立	
			朝食	夕食
小学生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
中学生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
高校生	2畳に1人 ※	無	6品	6品
大学生・成人 引率者・競技役員等	2畳に1人 ※	有	6品	7品

※ 部屋の大きさににより多少増減あり。

(4) 夕食及び朝食の内容

ア. 夕食は前菜、焼き物、洋皿、汁物、ご飯・香の物、デザート等の内容に準じて提供する。

イ. 朝食は小鉢、中皿、皿、汁物、ご飯・香の物、牛乳等の内容に準じて提供する。

ウ. 夕食及び朝食は2.（4）ア. 及びイ. の例に依らず宿泊施設の態様により変更となる場

合がある（例：バイキング等）。

エ. 白米の“おかわり”については生徒等の求めによる通常の対応は原則として無料で提供するものとする。ただし、白米以外のおかず等の追加その他指導等による身体づくり等を趣旨とした大量の白米の提供には別途料金を要する場合がある。

3. 昼食弁当の基本料金（軽減税率適用）と手配の対応

(1) 昼食弁当の料金は下表の通りとする

弁当料金総額（内 消費税額）	弁当基本料金
756円（内 消費税56円）より応相談	700円より応相談

(2) 昼食弁当の手配は前日又は当日に宿泊をする場合に限る

4. 食事を不要とする場合の宿泊料金

朝食を不要とする場合は基本宿泊料金の10%、夕食を不要とする場合は同20%、その双方が不要の場合は同30%をそれぞれ割り引くものとし、割引後の料金は下記の通りとする。

(1) 朝食欠食の場合（1泊夕食付）

団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	4,950円	495円	5,445円
	B	5,850円	585円	6,435円
	C	6,750円	675円	7,425円
	D	7,650円	765円	8,415円
中学生	A	5,220円	522円	5,742円
	B	6,120円	612円	6,732円
	C	7,020円	702円	7,722円
	D	7,920円	792円	8,712円
高校生	A	5,400円	540円	5,940円
	B	6,300円	630円	6,930円
	C	7,200円	720円	7,920円
	D	8,100円	810円	8,910円
大学生・成人・ 引率者・競技役員等	A	6,030円	603円	6,633円
	B	6,930円	693円	7,623円
	C	7,830円	783円	8,613円
	D	8,730円	873円	9,603円

(2) 夕食欠食の場合（1泊朝食付）

団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	4,400円	440円	4,840円
	B	5,200円	520円	5,720円

	中学生	C	6,000円	600円	6,600円
		D	6,800円	680円	7,480円
		A	4,640円	464円	5,104円
		B	5,440円	544円	5,984円
	高校生	C	6,240円	624円	6,864円
		D	7,040円	704円	7,744円
		A	4,800円	480円	5,280円
		B	5,600円	560円	6,160円
	大学生・成人・ 引率者・競技役員等	C	6,400円	640円	7,040円
		D	7,200円	720円	7,920円
		A	5,360円	536円	5,896円
		B	6,160円	616円	6,776円
		C	6,960円	696円	7,656円
		D	7,760円	776円	8,536円

(3) 夕食欠食の場合（1泊素泊まり）

団体・種別	ランク	税抜き宿泊料金	消費税額	税込み宿泊料金
小学生	A	3,850円	385円	4,235円
	B	4,550円	455円	5,005円
	C	5,250円	525円	5,775円
	D	5,950円	595円	6,545円
中学生	A	4,060円	406円	4,466円
	B	4,760円	476円	5,236円
	C	5,460円	546円	6,006円
	D	6,160円	616円	6,776円
高校生	A	4,200円	420円	4,620円
	B	4,900円	490円	5,390円
	C	5,600円	560円	6,160円
	D	6,300円	630円	6,930円
大学生・成人・ 引率者・競技役員等	A	4,690円	469円	5,159円
	B	5,390円	539円	5,929円
	C	6,090円	609円	6,699円
	D	6,790円	679円	7,469円

5. 食事のみの料金

宿泊を伴う利用の場合に於いて、食事のみの利用を追加する料金については、朝食が基本宿泊料金の20%、夕食が同40%とし、その諸税別料金は下記の通りとする。

(1) 朝食追加料金

団体・種別	ランク	税抜き朝食料金	消費税額	税込み朝食料金
小学生	A	1,100円	110円	1,210円

	B	1,300円	130円	1,430円
	C	1,500円	150円	1,650円
	D	1,700円	170円	1,870円
	A	1,160円	116円	1,276円
中学生	B	1,360円	136円	1,496円
	C	1,560円	156円	1,716円
	D	1,760円	176円	1,936円
	A	1,200円	120円	1,320円
高校生	B	1,400円	140円	1,540円
	C	1,600円	160円	1,760円
	D	1,800円	180円	1,980円
	A	1,340円	134円	1,474円
大学生・成人・ 引率者・競技役員等	B	1,540円	154円	1,694円
	C	1,740円	174円	1,914円
	D	1,940円	194円	2,134円

(2) 夕食追加料金

団体・種別	ランク	税抜き夕食料金	消費税額	税込み夕食料金
小学生	A	2,200円	220円	2,420円
	B	2,600円	260円	2,860円
	C	3,000円	300円	3,300円
	D	3,400円	340円	3,740円
中学生	A	2,320円	232円	2,552円
	B	2,720円	272円	2,992円
	C	3,120円	312円	3,432円
	D	3,520円	352円	3,872円
高校生	A	2,400円	240円	2,640円
	B	2,800円	280円	3,080円
	C	3,200円	320円	3,520円
	D	3,600円	360円	3,960円
大学生・成人・ 引率者・競技役員等	A	2,680円	268円	2,948円
	B	3,080円	308円	3,388円
	C	3,480円	348円	3,828円
	D	3,880円	388円	4,268円

6. その他

(1) 適用範囲

① 1泊目のキャンセル料金（2泊以上の場合は2泊目以降は免除）

宿泊当日	1日前	2～5日前
100%	50%	30%

ア. 配宿の対象となる宿泊施設は、食中毒対応以上の責任賠償保険に加入している福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員施設のうち本事業への参加を希望した施設とする。

イ. 配宿を依頼できる団体は、県スポーツ少年団スポーツ大会、県中体連、県高体連及び中高文部活動の各大会及び県総合スポーツ大会に参加する生徒、学生、指導者、大会役員等の大会関係者に適用する。県内他スポーツ・文化大会については、協議の上でこれに準じて適用する事ができる。

ウ. 参加生徒の保護者及び応援者等の大会関係者以外の者並びに県外選手が含まれる大会の参加者については適用しないものとする。

エ. 本要項及び宿泊・弁当申込書の一部又は全部について、改変又は要約しての配布ならびに本組合が関与しない事業の宿泊申込等への転用はできないものとする。

(2) 配宿の申し込み等

ア. 配宿の申し込みは、年度毎に指定された団体別の「宿泊・弁当申込書」に必要事項を記載し、担当する支部組合に運営団体から送達しておこなうものとする。

イ. 予約金

- ① 小学生、中学生及び高校生が参加登録する各種大会に係る配宿については原則として予約金を不要とする。
- ② 参加登録者に大学生及び成人が含まれる各種大会に係る配宿については予約金を徴収することができる。
- ③ 予約金は原則として宿泊日以前に返金しない。ただし、宿泊予約がすべて取り消された場合については速やかに申込者へ返金するものとする。
- ④ 予約金は、宿泊費、キャンセル料及び返金に要する費用に充当できるものとする。
- ⑤ 予約金の額は予約申込時の1泊目の精算に必要な額の30%を上限に宿泊施設が支払い期限と共に指定する。この場合に於いて予約の成立は予約金の受領時とする。
- ⑥ 予約金の支払いに別途費用が必要となる場合は予約申込者の負担とする。
- ⑦ 予約金を宿泊費の精算に充てて残余がある場合は原則として精算時に宿泊者の代表へ返金するものとする。

ウ. 宿泊予約のキャンセル料金は違約金（不課税）として扱い、その額は基本宿泊料金（税抜）に以下の①又は②の料率を乗じた額とする。

② 2泊目以降の当日キャンセル料金（当該日の翌日以降は免除）

14時まで	14時以降
30%	50%

エ. キャンセル理由について宿泊施設に帰責性が認められる場合には、申込者はキャンセル料の支払いを要しない。

オ. 前日又は当日など直前の申し込みの場合は、施設の確保がなされた場合であっても食事の提供ができない場合がある。

(3) 予約変更の取扱いと施設への各種連絡について

ア. 1泊目の宿泊日、申込者名称及び宿泊金額の変更については、原則として従前の予約の取り消しと新たな予約の申し込みとして扱うものとする。ただし、取消しに伴うキャンセル料については一義的に扱わず申込者の帰責性を考慮して宿泊施設が判断する。

イ. 宿泊の日数、人数その他の（3）ア. 以外の内容の変更は予約の変更として扱う。ただし、人数について3割を超える減員が宿泊日の前日から5日前迄に生じた場合は、本要項6.（2）ウ①の規定に準ずるものとする。

ウ. ひとつの連続した3泊以上の予約が、1泊目と最終泊以外の1泊以上がキャンセルとなった場合は、キャンセルとなった日で区切られた各々の個別の予約として扱う。

エ. 施設への到着時間の大幅な変更による遅着や早着、夕朝食の欠食への変更については前日17時までに宿泊施設へ連絡するものとする。

(4) 宿泊先の希望については、本要項1.（8）の宿泊施設情報に記載された施設料金ランク（A、B、C又はD）の中から第一希望と第二希望のふたつを提示して希望するものとし、ひとつのみの希望及び施設名称の指定はできないものとする。

(5) 入湯税について

ア. 入湯税については自治体の規定に基づき配宿による宿泊者が負担するものとする。

イ. 入湯税の課税および免除については自治体により要件が異なるため、不課税施設の指定または免除を配宿の条件とすることはできないものとする。

(6) 送迎については原則として受けない。ただし配宿後に申込団体が宿泊施設へ個別に送迎を依頼し受諾された場合はこの限りではない。

(7) 当日キャンセルの可能性がある場合は、申込者は宿泊施設にその旨を予め伝えなければなら

ない。この場合に於いて当該日に客室からの荷物等の移動を宿泊施設から依頼された場合は協力するものとする。

(8) 補助金について

ア. 国及び自治体による宿泊にかかる補助金については、確定した配宿施設が当該補助金の対象である場合にはその利用を妨げない。ただし、補助金の確定的な適用について本組合が担保できないため、配宿の申し込みに於いて補助金の対象施設を条件とすることはできないものとする。

イ. 補助金の適用に必要な事項については、その対象者全員が遵守するよう宿泊する団体の責任者が管理しその責を負うものとする。

(9) 本要項により申し込み込まれた宿泊等料金の精算は、原則としてチェックイン時又はチェックアウト時などの宿泊期間中で宿泊施設が指定するときに支払うものとし、その決済方法は現金のみとする。ただし、多額になりすぎると現金の管理に支障がある場合については申込者と宿泊施設との協議により前受するなどの対応をとる事ができる。

令和7年度 福島県中学校体育大会 配宿・弁当申込書

記入日	令和 年 月 日
-----	-------------------------

受付日・番号（支部組合記入欄）：

※配宿の申込み先は専門部ごとに異なりますので確認の上でお送りください

種 目			所属地区		
会 場			学校長名		
学校名			電 話	-	-
住 所	〒 - 郡市町村：		F A X	-	-

監督・引率者等責任者情報 記入欄

【必須】要項を確認し同意のうえで申し込みます（□に✓）⇒ □

氏 名			電子メール		
住 所	〒 - 郡市町村：		電 話	-	-
			F A X	-	-
			携 帯	-	-

配宿申込情報・付帯情報 記入欄

※ランクはA、B、C又はDから異なる二つを必ず選択してください

希望料金ランク	第1希望	第2希望	二泊目以降の当日取り消しがあり得る場合に✓⇒ □									
宿泊日	月 日		月 日		月 日		月 日		月 日			
区分	夕食	宿 泊 女 男	朝食	弁当	夕食	宿 泊 女 男	朝食	弁当	夕食	宿 泊 女 男	朝食	弁当
選手・生徒												
監督・引率												
初泊到着予定 午後 時頃		食事条件変更（下記⑤参照）					夕食なし可✓⇒ □		朝食なし可✓⇒ □			
交通手段と駐車場の利用希望台数 J R等公共交通⇒ □ 高速バス⇒ □ 乗用車（台数）⇒ □ 台												
マイクロバス（台数）⇒ □ 台			大型バス（台数）⇒ □ 台			夕食時間 時 分頃を希望						
マイクロバス,大型バス留置き⇒ □ ②不要／□ ②要（□乗務員泊有）						朝食時間 時 分頃を希望						

- ①申し込み人数は原則としてエントリー数を上回らないようにお願いいたします。
- ②宿泊施設による大会会場への送迎については法令に抵触する可能性がありますので本書ではお受けいたしかねます。
- ③本書をExcelに直接入力する場合「ランク」の選択と「□」のチェックはプルダウンメニューから選択してください。
- ④弁当（昼食）手配は本書による宿泊の翌日に付帯する場合にのみお受けします。
- ⑤食事提供のない施設の増加に対応するため食事なし配宿に協力いただける場合は✓をお願いします。
- ⑥右QR・URLから要項等の閲覧・ダウンロードができます。 <https://drive.google.com/drive/folders/1ZUu9QuA6x8FNnds44Ft6eyfwoRnQksC1?usp=sharing>



【備考】食物アレルギーの対応希望その他の伝達事項がございましたら下欄へお書き添えください。

※データで提出する場合は意図しない改変防止のためPDFでの提出を推奨します

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

■申し込み・問合せ先

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
1. 会津	■事務局■	会津若松市旅館ホテル組合	965-0872	会津若松市東栄町5-19	0242-28-9221	0242-28-9532	-	-	-	
1. 会津	会津若松	会津つるやホテル	965-0878	会津若松市中町2-88	0242-27-5772	0242-27-5773	B	可	可	
1. 会津	会津若松	駅前フジランドホテル	965-0041	会津若松市駅前町5-25	0242-24-1111	0242-24-3112	B	不	不	
1. 会津	会津若松	たけみ旅館	965-0037	会津若松市中央3-7-28	0242-22-2680	0242-77-4742	B	可	可	
1. 会津	会津若松	中町フジランドホテル	965-0878	会津若松市中町1-12	0242-28-3111	0242-28-3118	B	可	可	
1. 会津	会津若松	ふじみ旅館	965-0041	会津若松市駅前4-26	0242-22-2383	0242-22-2383	B	可	可	
1. 会津	会津若松	ホテルタカコー	965-0872	会津若松市東栄町3-35	0242-27-7117	0242-29-0254	B	可	可	
1. 会津	会津若松	宿たかや	965-0044	会津若松市七日町5-25	0242-22-2265	0242-22-2264	B	可	可	
1. 会津	会津若松	旅館 田園	965-0838	会津若松市古川町9-14	0242-27-2403	0242-27-2342	B	可	可	
1. 会津	会津若松	ホテルいづみや	965-0816	会津若松市南千石町6-35	0242-27-5538	0242-38-2818	C	可	可	
1. 会津	会津若松	ホテル大阪屋	965-0042	会津若松市大町1-2-55	0242-22-5305	0242-22-5307	C	可	可	
1. 会津	会津若松	ホテルニューパレス	965-0878	会津若松市中町2-78	0242-28-2804	0242-28-6511	C	可	可	
1. 会津	会津若松	料理旅館 田事	965-0043	会津若松市城北町5-15	0242-24-7500	0242-24-9182	C	可	可	
1. 会津	会津若松	大江戸温泉物語あいづ	965-0062	会津若松市神指町大字北四合字東神指77-1	0242-22-0600	0242-22-0599	D	可	可	
1. 会津	表磐梯高原	ヴィライナワシロ	969-3102	耶麻郡猪苗代町字葉山7105	0242-62-4111	0242-62-4124	D	可	可	
1. 会津	表磐梯高原	菜園オーベルジュすまいる	969-2751	耶麻郡猪苗代町大字若宮字大原丙278-3	0242-67-1010	0242-67-1011	C	可	可	
1. 会津	表磐梯高原	レイクサイドホテルみなとや	969-3285	耶麻郡猪苗代町大字猪沢字長浜870	0242-65-2111	0242-65-2114	C	可	可	
1. 会津	喜多方	あづま旅館	965-0813	喜多方市字小田付道下7115	0241-22-5141	0241-22-9888	D	不	可	
1. 会津	東山	ホテル伏見荘	965-0814	会津若松市東山町大字湯本字下原257	0242-27-2944	0242-27-2954	B	可	可	
1. 会津	東山	月のあかり	965-0814	会津若松市東山町大字湯本字下原257-3	0242-29-1000	0242-27-3288	D	可	可	
1. 会津	東山	原 瀧	965-0814	会津若松市東山町湯本字下原235	0242-26-4126	0242-27-5739	D	可	可	

1 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
2. 県北	■事務局■	福島市旅館ホテル協同組合	960-8044	福島市早稲町7-9	024-522-9528	024-523-1428	-	-	-	
2. 県北	飯坂	旅館新亀	960-0211	福島市飯坂町湯野字切湯ノ上11	024-542-3264	024-542-3265	B	可	可	
2. 県北	飯坂	六原温泉 旬樹家いづみや	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯尻15	024-542-5167	024-542-7803	C	可	可	
2. 県北	飯坂	伊勢屋	960-0201	福島市飯坂町字西堀切22	024-542-3131	024-542-3138	C	可	可	
2. 県北	飯坂	おきな旅館	960-0201	福島市飯坂町北原26	024-542-3068	024-542-3759	C	可	可	
2. 県北	飯坂	喜久屋旅館	960-0201	福島市飯坂町西堀切11	024-542-3121	024-542-3007	C	可	可	
2. 県北	飯坂	くつろぎの宿 華道	960-0211	福島市飯坂町湯野字上川原1-12	024-542-3326	024-542-8569	C	可	可	
2. 県北	飯坂	新松葉	960-0211	福島市飯坂町湯野字切湯ノ上2	024-542-2134	024-542-2554	C	可	可	
2. 県北	飯坂	つたや旅館	960-0201	福島市飯坂町字十綱町2	024-542-3164	024-542-3165	C	可	可	
2. 県北	飯坂	福住旅館	960-0201	福島市飯坂町字若葉町27	024-542-4211	024-542-9325	C	可	可	
2. 県北	飯坂	有限会社一柳閣	960-0201	福島市飯坂町字中原2	024-542-4266	024-542-4267	C	可	可	
2. 県北	飯坂	旅館 翠月	960-0201	福島市飯坂町字西堀切13	024-542-2271	024-542-2273	C	可	可	
2. 県北	飯坂	旅館小松や	960-0211	福島市飯坂町湯野字橋本1	024-542-2161	024-542-2162	C	可	可	
2. 県北	飯坂	旅館湯乃家	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯ノ上18	024-542-3333	024-542-0021	C	可	可	
2. 県北	飯坂	山房 月之瀬	960-0201	福島市飯坂町北原7	024-542-1000	024-542-0999	D	可	可	
2. 県北	飯坂	摺上亭大島	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内24-3	024-542-4104	024-542-0278	D	可	可	
2. 県北	飯坂	溪苑 花之瀬	960-02014	福島市飯坂町湯乃字新湯7	024-542-0800	024-542-5500	D	可	可	
2. 県北	飯坂	祭屋湯左衛門	960-0201	福島市飯坂町字鍋沢4-1	024-542-2345	024-542-0123	D	可	可	
2. 県北	岳	ホテルパラダイスヒルズ	964-0074	二本松市岳温泉1-274-3	0243-24-2234	0243-24-2235	C	可	可	
2. 県北	岳	mt. inn	964-0074	二本松市岳温泉1-7	0243-24-5234	0243-24-5235	D	可	可	
2. 県北	岳	空の庭リゾート	964-0074	二本松市岳温泉1-197-2	0243-24-2306	0243-24-2329	D	可	可	

2 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
2. 県北	岳	ながめの館 光雲閣	964-0074	二本松市岳温泉1-85	0243-24-2101	0243-24-2760	D	可	可	
2. 県北	土湯	湯楽座	960-2157	福島市土湯温泉町下ノ町22-1	024-573-9321	024-573-9322	A	不	不	
2. 県北	土湯	福うさぎ	960-2157	福島市土湯温泉町字八郎畑3-1	024-595-2611	024-595-2619	C	可	可	
2. 県北	土湯	山根屋旅館	960-2157	福島市土湯温泉町油畑3	024-595-2116	024-595-2118	C	可	可	
2. 県北	土湯	YUMORI ONSEN HOSTEL	960-2157	福島市土湯温泉町堂の上7-1	024-595-2170	024-597-6010	C	可	可	3/26料金ランクの訂正
2. 県北	土湯	ニュー扇屋	960-2157	福島市土湯温泉町字下の町18	024-595-2014	024-595-2536	D	可	可	
2. 県北	土湯	水織音の宿 山水荘	960-2157	福島市土湯温泉町油畑55	024-595-2141	024-595-2731	D	可	可	
2. 県北	土湯	向瀧別館 瀧の音	960-2157	福島市土湯温泉町字坂ノ上2	024-595-2121	024-595-2436	D	可	可	
2. 県北	福島	なりた家	960-0112	福島市南矢野目字鶴目東2	024-553-4855	024-554-1581	A	可	可	
2. 県北	福島	旅館梅林	960-8141	福島市渡利大久保36-1	024-521-1566	024-521-2966	A	可	可	
2. 県北	福島	旅館やまと	960-8003	福島市森合字台13	024-534-8670	024-535-3719	A	可	可	
2. 県北	福島	ホテル板倉	960-8044	福島市早稲町5-17	024-523-1221	024-523-1224	B	可	可	
2. 県北	福島	ホテルサンルート福島	960-8043	福島市中町2-6	024-521-1811	024-521-1810	B	可(注)	可	土日祝の夕食は応相談
2. 県北	福島	グランパークホテル エクセル福島恵比寿	960-8051	福島市菅根田町10-6	024-533-4166	024-533-1180	C	可	可	
2. 県北	福島	福島グリーンパレス	960-8068	福島市太田町13-53	024-533-1171	024-533-1197	C	可	可	
2. 県北	福島	HOTEL SANKYO FUKUSHIMA	960-8041	福島市大町7-11	024-525-2211	024-525-2219	C	可	可	
2. 県北	福島	和風ホテル福島屋	960-8104	福島市豊田町4-6	024-522-3283	024-522-8188	C	可	可	
2. 県北	福島	J R東日本ホテルメッツ福島	960-8031	福島市栄町1-1	024-523-1515	024-523-1010	D	不	可	
3. 県中	鏡石	鏡石第一ホテル	969-0401	岩瀬郡鏡石町本町325	0248-62-3171	0248-62-5976	B	可	可	3/26記載漏れ追加
3. 県中	■事務局■	郡山市旅館ホテル組合	963-8871	郡山市本町1-10-13セントラルホテル内	024-935-5181	024-935-2004	-	-	-	
3. 県中	郡山	あぶくま旅館	963-8835	郡山市小原田3-8-3	024-944-4958	024-944-4975	B	可	可	

3 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
3. 県中	郡山	ホテル蓬萊	963-8006	郡山市赤木町14-13	024-922-0064	024-922-0098	B	可	可	
3. 県中	郡山	みずほ旅館	963-8862	郡山市菜根5-8-15	024-922-4960	024-922-4962	B	可	可	
3. 県中	郡山	郡山温泉	963-0201	郡山市大槻町字西勝ノ木38-1	024-951-1231	024-951-1981	C	可	可	
3. 県中	郡山	郡山三穂田温泉	963-0128	郡山市三穂田町駒屋字四十担原16	024-954-2626	024-954-2212	C	可	可	
3. 県中	郡山	郡山ワシントンホテル	963-8001	郡山市大町1-3-3	024-923-1311	024-923-1985	C	可	可	
3. 県中	郡山	スターホテル郡山	963-8017	郡山市長者3-5-6	024-934-5221	024-938-6486	C	可	可	
3. 県中	郡山	セントラルホテル	963-8871	郡山市本町1-10-13	024-923-2255	024-923-2226	C	不	可	
3. 県中	郡山	チサンホテル郡山	963-8002	郡山市駅前1-8-18	024-923-6711	024-923-6630	C	可	可	
3. 県中	郡山	ホテルシーアンドアイ	963-8878	郡山市堤下町12-7	024-927-1119	024-934-7696	C	不	可	
3. 県中	郡山	休石温泉 太田屋	963-0213	郡山市逢瀬町多田野字休石29	024-957-2620	024-957-2750	C	可	可	
3. 県中	郡山	月光温泉クアハイム	963-0102	郡山市安積町笹川字四角担43-1	024-947-1126	024-947-1159	D	可	可	
3. 県中	郡山	郡山ビューホテル	963-8004	郡山市中町3-1	024-924-1111	024-924-1122	D	可	可	
3. 県中	郡山	スマイルホテル郡山	963-8813	郡山市芳賀3-8-20	024-943-6851	024-943-6856	D	不	可	
3. 県中	郡山	東横イン郡山	963-8871	郡山市本町1-16-3	024-935-1045	024-935-1046	D	不	可	
3. 県中	須賀川	ホテル虎屋	962-0842	須賀川市宮先町41	0248-76-1121	0248-76-1202	C	可	可	
4. 県南・石川	■事務局■	猫啼温泉 式部のやかた 井筒屋	963-7855	石川郡石川町字猫啼22	0247-26-1131	0247-26-1132	-	-	-	3/26名称等修正
4. 県南・石川	石川	みやこ旅館	963-7857	石川郡石川町当町16-1	0247-26-1057	0247-26-1749	A	可	可	
4. 県南・石川	石川温泉	猫啼温泉 式部のやかた 井筒屋 別館	963-7855	石川郡石川町字猫啼22	0247-26-1131	0247-26-1132	B	可	可	
4. 県南・石川	石川温泉	猫啼温泉 式部のやかた 井筒屋 本館	963-7855	石川郡石川町字猫啼22	0247-26-1131	0247-26-1132	D	可	可	
4. 県南・石川	白河	豆柄不動湯	961-0802	白河市関川窪40	0248-23-3045	0248-23-5959	A	可	可	
4. 県南・石川	白河	旅館金勝寺	961-0083	白河市金勝寺37	0248-23-3431	0248-23-3907	B	可	可	

4 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
4. 県南・石川	白河	東横イン新白河駅前	961-8055	西白河郡西郷村字道南西111	0248-23-1045	0248-23-1046	D	不	可	
4. 県南・石川	矢吹	山田屋旅館	969-0309	白河市大信町屋字古館34	0248-46-2818	0248-46-2838	B	可	可	
4. 県南・石川	矢吹	しらかわ温泉 弁天荘	969-0304	白河市大信下新城桑木田131	0248-46-2505	0248-46-2119	C	可	可	
5. 浜通り（相馬）	■事務局■	相馬市旅館組合	976-0042	相馬市中村1-8-20相馬ステーションホテル内	0244-35-1121	0244-35-5115	-	-	-	
5. 浜通り（相馬）	相馬	相馬ステーションホテル	976-0042	相馬市中村1-8-20	0244-35-1121	0244-35-5115	D	可	可	3/26記載漏れ追加
5. 浜通り（相馬）	相馬	ビジネスホテルサンエイ大町	976-0042	相馬市中村字大町81	0244-26-9117	0244-26-9128	B	不	不	
5. 浜通り（相馬）	相馬	ビジネスホテルサンエイ沖の内	976-0016	相馬市沖ノ内1-15-6	0244-26-9131	0244-26-9136	B	不	不	
5. 浜通り（相馬）	相馬	ホテルサンエイ駅前店	976-0042	相馬市中村1-3-15	0244-36-5050	0244-36-5051	C	不	不	
5. 浜通り（相馬）	相馬	ホテルふたばや	976-0042	相馬市中村字曲田111	0244-36-2241	0244-35-4250	D	不	可	
6. 浜通り（南相馬）	■事務局■	南相馬市旅館組合	975-0033	南相馬市原町区高見町2-86-1ビジネスホテル高見内	0244-24-5668	0244-24-5692	-	-	-	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ビジネスホテル レスト・パル	975-0025	南相馬市原町区下北高平字堂下239-5	0244-25-2907	0244-25-2903	B	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	抱月荘	975-0063	南相馬市原町区馬場字川久保3	0244-23-5826	0244-23-5961	B	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ホテル扇屋	975-0008	南相馬市原町区本町1-77	0244-23-4147	0244-23-4360	B	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	松の湯旅館	975-0003	南相馬市原町区栄町1-59	0244-23-3235	0244-23-3315	B	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	旅館 美晴湯	979-2334	南相馬市鹿島区西町1-76-3	0244-46-2057	0244-46-4188	B	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ダイワリンクホテル南相馬	975-0037	南相馬市原町区北原字境堀81-1	0244-26-5666	0244-26-5521	C	不	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ビジネスホテルTAKAMI ANNEX	975-0033	南相馬市原町区高見町1-137-4	0244-23-0317	0244-26-3201	C	可	可	食事場所はビジネスホテル高見
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ビジネスホテル高見	975-0033	南相馬市原町区高見町2-86-1	0244-24-5668	0244-24-5692	C	可	可	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ホテルサンエイ南相馬	975-0037	南相馬市原町区北原字沢目289	0244-32-1007	0244-32-1024	D	可	不	
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ホテル西山南相馬店	975-0004	南相馬市原町区旭町2-49	0244-24-3222	0244-24-3229	D	可	可	夕食は他施設にて
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ホテル丸屋グランデ	975-0004	南相馬市原町区旭町2-28	0244-23-6221	0244-23-4601	D	可	可	

5 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
6. 浜通り（南相馬）	南相馬	ホテルファイブス	975-0004	南相馬市原町区旭町2-29	0244-23-4111	0244-22-8762	D	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	■事務局■	広野地区旅館ホテル業組合	979-0402	双葉郡広野町下北追字沢31-85ホテルオーシャンいわさわ内	0240-23-5460	0240-23-5461				
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	OKADAYA HOTEL	979-1111	双葉郡富岡町本岡字本町191	0240-23-7156	0240-23-5052	A	不	不	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテル蓬人館	979-1111	双葉郡富岡町小浜44-2	0240-23-7728	0240-23-7729	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルひさご	979-1112	双葉郡富岡町中央1-182	0240-23-7672	0240-23-7673	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルオーシャンとみおか	979-1121	双葉郡富岡町弘法字釜田304-1	0240-23-4353	0240-23-4354	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルM&M	979-1151	双葉郡富岡町本岡字王塚673-6	0240-23-5380	0240-23-5052	C	不	不	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	富岡ホテル	979-1123	双葉郡富岡町駅前27	0240-22-1180	0240-22-1182	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	折木の湯 元湯 つるや旅館	979-0404	双葉郡広野町大字折木字南沢134	0240-27-3161	0240-27-3162	A	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	広野の森 前浜	979-0401	双葉郡広野町大字上北追字鍋塚35-1	0240-23-5930	0240-23-7067	A	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	若松屋旅館	979-0404	双葉郡広野町大字折木字南沢310-1	0240-24-2135	0240-27-2815	A	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	太滝旅館	979-0406	双葉郡広野町上浅見川堀切1-1	0240-27-4111	0240-27-4114	B	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルフレンテ広野	979-0405	双葉郡広野町大字下筋字檜葉作63-1	0240-28-0001	0240-28-0028	B	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルリーブス	979-0402	双葉郡広野町大字下北追字大谷地原92-2	0240-23-5655	0240-27-1102	B	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテルオーシャンいわさわ	979-0402	双葉郡広野町下北追字岩沢31-85	0240-23-5460	0240-23-5461	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	旅館民宿慶州	979-0402	双葉郡広野町大字下北追字火の口82	0240-27-2125	0240-27-2727	C	可	可	
7. 浜通り（双葉郡）	広野・富岡	ホテル双葉邸	979-6402	双葉郡広野町大字下北追字ニツ沼45-32	0240-23-6810	0240-27-3940	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	■事務局■	いわき市旅館・ホテル業連絡協議会	970-8026	いわき市平字田町120-6Fいわき商工会館内	0246-25-9151	0246-25-9155	-	-	-	
8. 浜通り（いわき）	いわき鉾泉	入りの元湯 神泉亭	973-8406	いわき市内郷高野町中倉54番地	0246-27-3939	0246-26-2806	B	可	可	3/26追加登録
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	雨情の宿 新った	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷58	0246-43-1111	0246-43-1115	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	旬味の宿 うお照	972-8321	いわき市常磐湯本町天王崎194	0246-43-2363	0246-44-3002	C	可	可	

6 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	古滝屋	972-8321	いわき市常磐湯本町三函208	0246-43-2191	0246-43-3734	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	ホテルいづみや	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷80	0246-43-2216	0246-43-6557	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	湯の宿 美笹	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷70	0246-43-4511	0246-43-6833	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	岩 惣	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷39	0246-42-2135	0246-43-2007	D	不	不	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	株式会社松柏館	972-8321	いわき市常磐湯本町三函158	0246-42-2141	0246-43-6032	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	こいと旅館	972-8321	いわき市常磐湯本町笠井1	0246-42-2151	0246-43-5590	D	不	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	鮮の宿 柏	972-8321	いわき市常磐湯本町三函196	0246-42-2288	0246-42-2903	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	ときわの宿 浜とく 別館	972-8326	いわき市常磐藤原町藤平32	0246-42-3665	0246-44-4130	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	吹の湯旅館	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷48	0246-42-2158	0246-42-2160	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	いわき湯本	ホテルパームスプリング	972-8325	いわき市常磐白鳥町荻町18	0246-43-3011	0246-42-3741	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	内郷	新川荘	973-8402	いわき市内郷御殿町長町88-1	0246-23-7773	0246-38-5289	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	内郷	旅館 昌龍館	973-8401	いわき市内郷小島町天ノ田49	0246-26-3684	0246-26-9320	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	内郷	旅館八合	973-8462	いわき市内郷御殿町2-99	0246-27-0085	0246-27-0083	B	可	可	3/26記載漏れ追加
8. 浜通り（いわき）	内郷	旅館湯乃香	972-8318	いわき市常磐関船町1-2-2	0246-44-2625	0246-44-3230	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	Hotel Apex Resort	970-8052	いわき市平称宜町2-6	0246-24-5555	0246-38-7223	B	不	可	
8. 浜通り（いわき）	平	江戸川ガーデン	970-0101	いわき市平下神谷字壁無50	0246-34-3659	0246-34-9234	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	城山平安荘	970-8026	いわき市平字旧城跡19	0246-23-1401	0246-23-1402	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	すみや旅館	979-0335	いわき市久之浜町田之網字横内58	0246-82-2619	0246-82-2905	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	よつくらの海の宿 大八荘	979-0201	いわき市四倉町五丁目127	090-3649-6582	0246-38-5251	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	旅館立花	970-8026	いわき市平字小太郎町1-3	0246-25-7426	0246-25-4502	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	旅館ときわ亭	970-8026	いわき市平字古鍛冶町127	0246-21-2226	0246-21-2232	B	可	可	

7 / 8 ページ

令和7年度「宿泊施設情報」一覧

※この表内の料金は規約に基づく当該年度の配宿事業の宿泊にのみ適用されます ※R7.3.26更新

地区	支部	施設名（下線付きはHPリンク）	郵便番号	住所	電話	FAX	料金	夕食	朝食	摘要
8. 浜通り（いわき）	平	ホテル高木屋	979-0333	いわき市久之浜町久之浜字中浜74	0246-82-2004	0246-38-6233	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	旅館なぎさ亭	979-0202	いわき市四倉町上仁井田字横川89	0246-32-7230	0246-32-4548	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	いわきワシントンホテル	970-8026	いわき市平字1-1	0246-35-3000	0246-35-3309	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	グランパークホテルパネックスいわき	970-8026	いわき市平字白銀町9-1	0246-35-5010	0246-35-5011	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	サンライズインいわき	970-8026	いわき市平十五町目20-3	0246-88-8533	0246-23-3973	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	平ビューホテル	970-8026	いわき市平字大町2-1	0246-24-1111	0246-24-1125	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	平	パシフィコホテル&スパ	970-8026	いわき市平3町目20-1	0246-22-4141	0246-22-4147	D	不	可	
8. 浜通り（いわき）	平	ホテルB4Tいわき	970-8410	いわき市平字田町1	0246-84-8881	0246-84-8882	D	可	可	
8. 浜通り（いわき）	豊間	いわき新舞子ハイソ	970-0221	いわき市平下高久字南谷地16-4	0246-39-3801	0246-39-3802	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	豊間	民宿鈴亀	970-0223	いわき市平薄磯字小塚24	0246-39-2276	0246-39-2406	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	豊間	ホテル塩屋崎	970-0224	いわき市平豊間兎渡路164	0246-55-5656	0246-55-6248	C	可	可	3/26登録漏れ追加
8. 浜通り（いわき）	勿来	中根の湯	972-0253	いわき市遠野町字大平中根156-4	0246-89-2186	0246-89-2963	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	勿来	ビジネスホテル下川荘勿来店	979-0146	いわき市勿来町関田関山77-1	0246-65-3973	0246-63-9036	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	勿来	有限会社朝日屋旅館	979-0146	いわき市勿来町関田堀切67-3	0246-65-2161	0246-65-2163	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	勿来	旅館 浦島	979-0147	いわき市勿来町九面坂下58-4	0246-64-7540	0246-64-7497	B	可	可	
8. 浜通り（いわき）	勿来	ホテル富士	974-8261	いわき市植田町中央1-8-20	0246-63-1241	0246-63-1247	C	不	不	
8. 浜通り（いわき）	勿来	ホテルミドリいわき植田	974-8261	いわき市植田町中央1-6-9	0246-62-3737	0246-62-7588	C	可	可	
8. 浜通り（いわき）	勿来	ホテルアクセス	974-8261	いわき市植田町中央3-12-16	0246-63-7611	0246-63-7612	D	可	可	

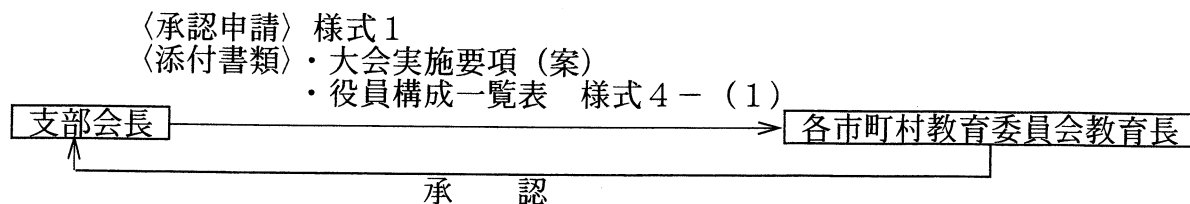
8 / 8 ページ

福島県中学校体育大会等の共催並びに役員派遣 対象行事の承認申請等に関する手続きについて

1 福島県中学校体育大会等の手続き

(1) 福島県中学校体育大会支部予選大会

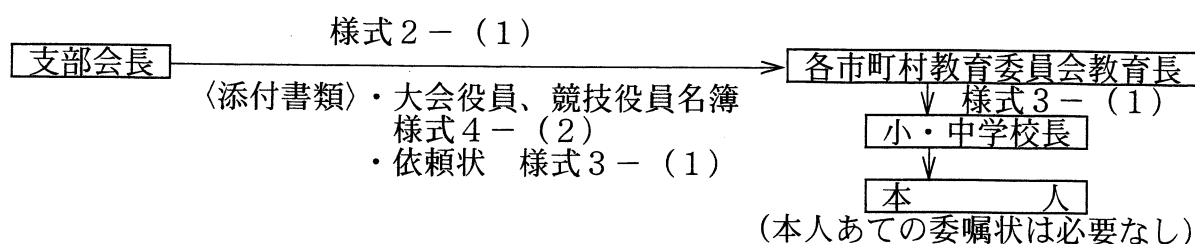
① 市町村教育委員会への共催及び役員派遣対象行事承認申請



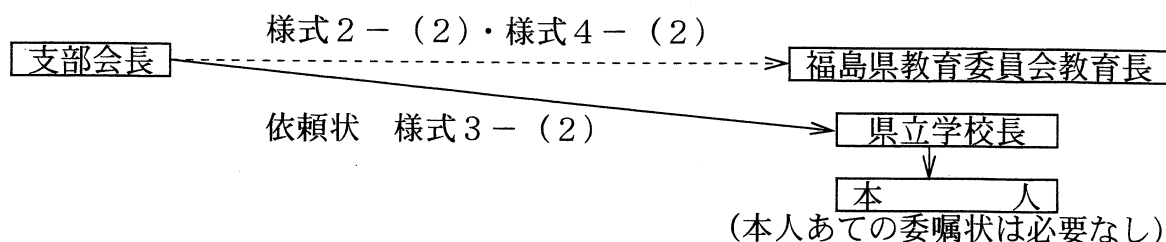
※ 支部・地区大会においては、県教育委員会教育長への共催及び役員派遣対象行事承認申請は行わない。

② 大会役員、競技役員派遣依頼

ア 市町村立学校教職員関係



イ 県立学校教職員関係



※ 1 県教育委員会教育長への送付は、県教育庁健康教育課長宛で、様式 2－（2）と様式 4－（2）のみ送付する。

※ 2 県立学校長へ、様式 3－（2）を直接送付する。

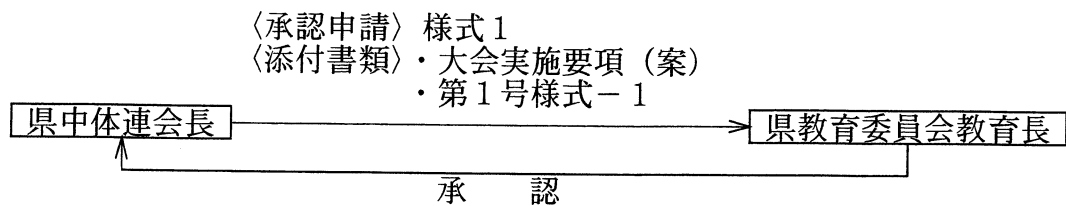
(2) 福島県中学校体育大会地区予選大会

① 市町村教育委員会への共催及び役員派遣対象行事承認申請手続きは、支部予選会と同じ。（当該市町村教育委員会教育長に地区中体連会長名で申請する。）

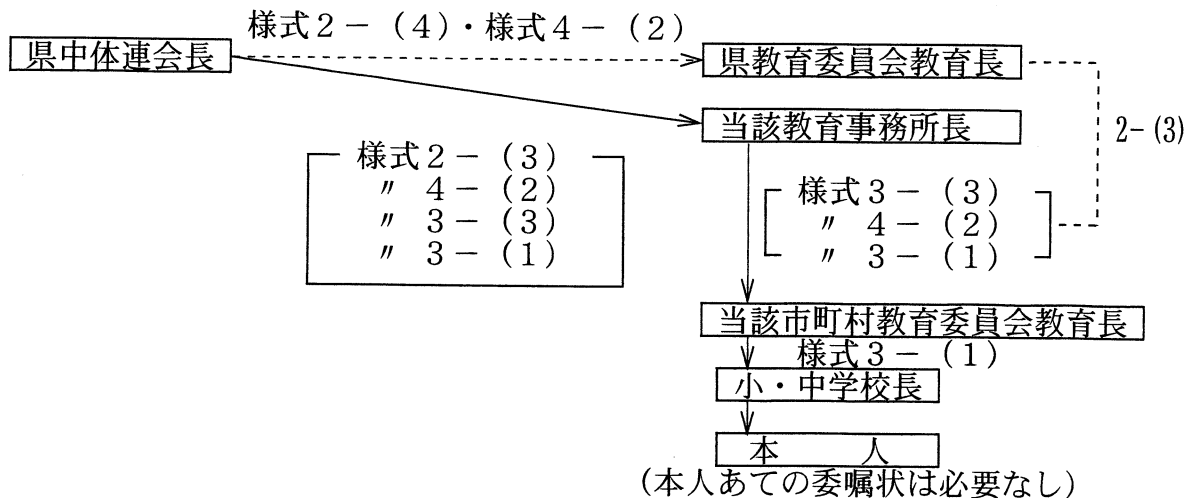
② 大会役員、競技役員派遣依頼
手続きは、支部予選大会と同じ。ただし、市町村立学校教職員関係について、当該市町村教育委員会教育長に地区中体連会長名で依頼する。

(3) 福島県中学校体育大会及び本県開催の東北中学校体育大会、全国中学校体育大会

① 県教育委員会への共催及び役員派遣対象行事承認申請



② 大会役員、競技役員派遣依頼
ア 市町村立学校教職員関係



- ※1 県教育委員会教育長への送付は、県教育庁健康教育課長宛で、様式2－(4)と様式4－(2)のみ送付する。
- ※2 教育事務所へ、様式2－(3)・様式4－(2)・様式3－(3)・様式3－(1)を直接送付する。(様式4－(2)は、教育事務所と当該市町村教育委員会の部数を送付する。)

イ 県立学校教職員関係

手続きは、支部予選大会、地区予選大会と同じ。ただし、福島県教育委員会教育長には県中体連会長名で依頼する。

- ※ 承認申請書の提出期日について
支部予選大会は大会3週間前、地区予選大会は支部予選大会終了後速やかに
行い、県大会は5月末日とし、本県開催の東北大会、全国大会については6月
末日までに提出し承認を得る。
- ※ 県立学校教職員関係に役員派遣を依頼する場合は、必ず事前に当該学校長と
本人の内諾を得ること。

2 承認申請及び派遣依頼の様式

様式1 (A4判)

← 均等割付 →

1 文字あける ↓ 1 行あける ×○○市(町村)教育委員会教育長 様 1 行あける 1 行あける ↓ 1 文字あける ×この大会を別紙要項(案)により開催することになりました。 ×つきましては、貴教育委員会の共催並びに役員派遣対象行事として承認くださるよう、 下記の関係書類を添えて申請いたします。 1 行あけない 記 1 行あけない 1 大会実施要項(案) 1 部 2 大会役員及び競技役員構成一覧表 様式4-(1) 1 部	3 0 △ 中 体 連 × 平成○年○月○日 × 1 文字あける ↑ 福島県中学校体育連盟○○支部 会 長 ○ ○ ○ ○ × 印
第○回福島県中学校体育大会○○支部予選大会の 共催並びに役員派遣対象行事の承認について(申請)	
1 文字あける ↓ 事務担当 ○○支部理事長 ○○○○ (連絡先TEL) ×	

様式2-(1) (A4判)

← 均等割付 →

1 文字あける ↓ 1 行あける ×○○市(町村)教育委員会教育長 様 1 行あける 1 行あける ↓ 1 文字あける ×この大会を下記により開催することになりました。 ×つきましては、平成○年○月○日付、「第○回福島県中学校体育大会○○支部予選大会の共催並びに役員派遣対象行事の承認」に基づき、別紙により貴域内教職員を本大会役員として派遣くださるようお願いいたします。 1 行あけない 記 1 行あけない	3 0 △ 中 体 連 × 平成○年○月○日 × 1 文字あける ↑ 福島県中学校体育連盟○○支部 会 長 ○ ○ ○ ○ × 印									
第○回福島県中学校体育大会○○支部 予選大会役員の派遣について(依頼)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">種 目 名</th> <th style="width: 30%;">会 場</th> <th style="width: 30%;">期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 目 名	会 場	期 日						
種 目 名	会 場	期 日								
×※添付書類 (1) 様式4-(2) (2) " 3-(1) 1 文字あける ↓ 事務担当 ○○支部理事長 ○○○○ (連絡先TEL) ×										

1文字あける
↓ 1行あける
×福島県教育委員会教育長 様
1行あける

3 0 △ 中 体 連 ×
平成○年○月○日 ×
1文字あける ↑

福島県中学校体育連盟○○支部
会 長 ○ ○ ○ ○

印

×

1行あける

第○回福島県中学校体育大会○○支部
予選大会役員の派遣について（依頼）

↓ 1文字あける
×この大会を下記により開催することになりました。
×つきましては、別紙により本大会役員として派遣くださるようお願いいたします。

1行あけない
記
1行あけない

種 目 名	会 場	期 日

×※添付書類 (1) 様式4 - (2)

事務担当 ○○支部理事長 ○○○○ (連絡先TEL) ×
1文字あける ↓

1文字あける
↓ 1行あける
×○○教育事務所長 様
1行あける

3 0 健 教 号 外 ×
平成○年○月○日 ×
1文字あける ↑

スペースをおく
教育長 ↓

1行あける

第○回福島県中学校体育大会役員の派遣について（依頼）

↓ 1文字あける
×下記により、第○回福島県中学校体育大会を開催することになりました。
×ついでには、貴域内教職員を本大会役員として派遣くださるよう、別紙により当該市町村教育委員会教育長に依頼願います。

1行あけない
記
1行あけない

地 区	種 目 名	会 場	期 日

×※添付書類 (1) 様式3 - (3)
(2) " 4 - (2)
(3) " 3 - (1)

事務担当 健康教育課 ×
1文字あける ↓

1文字あける
↓ 1行あける
×福島県教育委員会教育長 様
1行あける

30 福島県中体連×
平成○年○月○日×
1文字あける↑

福島県中学校体育連盟 ×
会長 ○ ○ ○ ○ 印

1行あける

第○回福島県中学校体育大会役員の派遣について(依頼)

↓ 1文字あける 1行あけない
×この大会を下記により開催することになりました。
×つきましては、平成○年○月○日付、「第○回福島県中学校体育大会の共催並びに役員派遣対象行事の承認」に基づき、別紙により本大会役員として派遣くださるようお願いいたします。

1行あけない
記
1行あけない

種 目 名	会 場	期 日

×※添付書類 (1) 様式4-(2)

事務担当 県中体連理事長 ○○○○ (連絡先TEL) ×
1文字あける↓

1文字あける
↓ 1行あける
×○○市(町村)立○○校長 様
1行あける

71-花ぐ 号外×
平成◇年◇月◇日×
1文字あける↑

○○市(町村)教育委員会教育長 ↓
スペースをおく

1行あける
第○回福島県中学校体育大会○○支部
予選大会役員の派遣について(依頼)

↓ 1文字あける 1行あける
×下記により、第○回福島県中学校体育大会○○支部予選大会の役員派遣依頼がありました。
つきましては、貴校○○様を大会役員として派遣願います。

1行あけない
記
1行あけない

1 日 時 平成○○年○月○日(○) 集合時刻
2 会 場
3 内 容 ・競技名
・役員名

4 事務担当者 ○○支部理事長 ○○○○ (連絡先TEL) (開催地区理事長名)
5 問い合わせ先 ○○専門部委員長 ○○○○ (連絡先TEL) (開催地区専門委員長名)

事務担当 ○○市(町村)教育委員会 ◇◇◇◇ ×
1文字あける↓

※注 ◇の部分(日付・事務担当)は、空欄として送付する。(市町村教育委員会で記入。)

1 文字あける
↓ 1 行あける
×○○○高等学校長 様
1 行あける
1 行あける

3 0 教 健 号 外×
平成○年○月○日×
1 文字あける↑

スペースをおく
↓
教育長

第○回福島県中学校体育大会○○支部
予選大会役員の派遣について(依頼)

↓ 1 文字あける
×下記により、第○回福島県中学校体育大会○○支部予選大会を開催しますので、貴校○○○○様を大会役員として派遣願います。

1 行あけない
記

1 行あけない

1 日 時 平成○○年○月○日(○) 集合時刻

2 会 場
3 内 容

・競技名
・役員名

(開催地区理事長名)

4 事務担当者 氏 名 ○○○○(○○中学校) 電話番号 ○○-○○-○○

5 問い合わせ先 ○○専門部委員長 ○○○○(連絡先TEL)(開催地区専門委員長名)

6 その他 旅費は中学校体育連盟が負担します。

事務担当

1 文字あける↓
健康教育課 ×

1 文字あける
↓ 1 行あける
×○○市(町村)教育委員会教育長 様
1 行あける

3 0 教 健 号 外×
平成○年○月○日×
1 文字あける↑

スペースをおく
↓
福島県教育委員会教育長
(公印省略)

1 行あける
第○回福島県中学校体育大会役員派遣について(依頼)

↓ 1 文字あける
×この大会を下記により開催することになりました。
×つきましては、別紙により貴域内教職員を本大会役員として派遣くださるようお願いいたします。

1 行あけない
記

1 行あけない

地 区	種 目 名	会 場	期 日

×※添付書類 (1) 様式4-(2)
(2) " 3-(1)

1 文字あける↓
事務担当 県教育庁健康教育課 ×

様式4－(1)

(A4判)

大会役員及び競技役員構成一覧表

1 大会名

2 期 日

3 会 場

4 構 成

番号	種目	校種	小学校	中学校	高等学校
合 計					

様式4－(2)

(A4判)

大会に係わる大会役員・競技役員名簿

番号	氏 名	項目	職名	所 属	期 日	場 所	競技名	役員名
合計								

1文字あける
↓ 1行あける
×所属長様
1行あける

30△中体連×
平成○年○月○日×
1文字あける↑

福島県中学校体育連盟
会長 ○○ ○○

印

1行あける

第○回福島県中学校体育大会役員の派遣について（依頼）

↓ 1文字あける 1行あけない
×下記により、第○回福島県中学校体育大会を開催することになりました。
×つきましては、貴所属の○○○○様を大会役員にご委嘱申しあげますので、ご派遣についてご高配下さるようお願いいたします。

1行あけない
記

1 日 時 平成○○年○月○日（○） 集合時刻

2 会 場

3 内 容

・競技名
・役員名

4 問い合わせ先 ○○専門部委員長 ○○○○（連絡先TEL）（開催地区専門委員長名）

（開催地区理事長名）

事務担当 中体連○○ 氏名○○○○○（連絡先電話番号）

1文字あける
↓ 1行あける
×○○○○様
1行あける

30△中体連×
平成○年○月○日×
1文字あける↑

福島県中学校体育連盟
会長 ○○ ○○

印

1行あける

第○回福島県中学校体育大会役員の委嘱について（依頼）

↓ 1文字あける 1行あけない
×下記により、第○回福島県中学校体育大会を開催することになりました。
×つきましては、貴殿を大会役員にご委嘱申しあげますので、ご快諾の上、大会を意義深く盛大かつ円滑に運営できますようご協力方お願い申し上げます。

1行あけない
記

1 日 時 平成○○年○月○日（○） 集合時刻

2 会 場

3 内 容

・競技名
・役員名

4 問い合わせ先 ○○専門部委員長 ○○○○（連絡先TEL）（開催地区専門委員長名）

（開催地区理事長名）

事務担当 中体連○○ 氏名○○○○○（連絡先電話番号）

各中学校長 様
各地域クラブ活動代表者 様

福島県中学校体育連盟
会 長
(公印省略)

大会参加におけるマナーの向上について (お願い)

日ごろより運動部活動を通して、たくましく人間性豊かな中学生の育成に努めていただいていることに対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、ここ数年にわたり「選手・応援生徒・生徒補助役員のマナーが素晴らしい」という声が多く関係者から聞かれるようになっております。これは、本連盟からのお願いを真摯に受け止め、指導・伝達を継続していただいた成果であると感謝しております。

これからも、中学生が参加する各種大会においてすべての関係者がさわやかなマナーで参加し、より充実した大会が開催されることを望んでおります。

つきましては、下記の事項について、生徒・顧問・指導者・保護者に対しての周知徹底を今後も継続していただきますようお願い申し上げます。

記

1 選手・応援生徒・生徒補助役員について

(1) 大会参加における確認事項

- ① 頭髮等は、中学生かつスポーツマンらしく清楚なものとする。
- ② 服装は、学校(チーム)指定の運動着を基本とし、高価・華美でないものとする。
- ③ 飲み物は、基本的に水筒や専用ボトル等に入れて持参する。
(予選会は支部・地区中体連での指導事項、県大会は監督会申合せ事項にて確認)
- ④ チーム控え場所の後片付けとゴミの持ち帰りをする。

(2) 大会参加における禁止事項

- ① 審判や選手に対しての暴言・ヤジ等の侮辱行為
- ② 会場敷地外への外出
- ③ 会場内及び会場付近での飲食物等の購入

2 引率者・顧問・指導者について

(1) 中学生を引率・指導しているという自覚と責任をもって大会へ参加する。

- ① 指導者としてふさわしい言葉遣いや態度、服装等の身なり
- ② 倫理に富んだ指導(暴力・体罰・セクハラ等の禁止)

3 保護者・応援者について

(1) 応援の際の留意事項

- ① 無許可での動画や画像のSNS等ネット上への公開
- ② 中学生の大会応援にふさわしい言葉遣いや態度
- ③ 競技進行を妨げない応援(選手への指示や審判へのクレームは厳禁)
- ④ 顧問・監督の許可を得てからの飲食物等の差し入れ
- ⑤ 熱中症や感染症予防対策の徹底

(2) 会場使用上の留意事項

- ① 指定場所への駐車(路上駐車や近隣施設・私有地への駐車は厳禁)
- ② 内履きの準備と、外履きと内履きの区別
- ③ 決められた場所での飲食、喫煙
- ④ 応援後の後片付け、ゴミの持ち帰り

※ 会場内(応援席を含む)や駐車場及び会場周辺での事故等については、大会主催者や施設管理者は責任を負いかねます。「会場周辺での事故」には、競技中のボール等の用具が車や人に当たった場合や、風や雷等の天候の影響で起こった事故も含まれます。